主催：株式会社KACHIEL
第３期：資産税完全マスター研究会⑥

生前対策⑤
実務上必須の自社株評価

令和３年９月８日（水）

税理士法人レディング　代表
税理士･公認会計士　木下勇人

相続・事業承継対策の全体像
（過去講義資料の再掲）

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

相続・事業承継対策の基本（初回分の再掲）

税理士法人 レディング

・相続対策
・事業承継対策
クライアント毎への当てはめ

３．節税対策

２．納税資金対策
分割調整資金対策

１．「争続」対策

０．認知症リスク

感情論

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

資産移転プランの検討（会社オーナー1）　（初回分の再掲）

税理士法人 レディング

個人（父）B/S（相続税評価額）

現預金	×××	葬式費用	×××
上場株式等	×××	基礎控除	×××
不動産（自宅：同居）	×××		
生命保険（死亡保険）	×××		
自社株（６０％）	×××		
会社貸付金	×××		
会社建物敷地	×××		

個人（母）B/S（相続税評価額）

現預金	×××	葬式費用	×××
上場株式等	×××	基礎控除	×××
生命保険（死亡保険）	×××		
自社株（４０％）	×××		

問題点は？

個人（長男）B/S（相続税評価額）

現預金	×××	基礎控除	×××
上場株式等	×××		
生命保険（死亡保険）	×××		

個人（長女）B/S（相続税評価額）

現預金	×××	基礎控除	×××
生命保険（死亡保険）	×××		

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

個人財産・法人財産の関連性（初回分の再掲）

税理士法人 レディング

個人（父）B/S（相続税評価額）

現預金	×××	借入金（賃貸紐付き）	×××
上場株式等	×××	預り保証金	×××
不動産（自宅）	×××	葬式費用	×××
不動産（賃貸）	×××	基礎控除	×××
生命保険（死亡保険）	×××		
自社株（６０%）	×××		
会社貸付金	×××		
会社建物敷地	×××		

個人（母）B/S（相続税評価額）

現預金	×××	葬式費用	×××
上場株式等	×××	基礎控除	×××
生命保険（死亡保険）	×××		
自社株（４０%）	×××		

次世代への資産の承継方法は･･･
贈与？
相続？

法人B/S（相続税評価額）

現預金	×××	金銭債務（買掛金など）	×××
その他金融資産	×××	借入金（金融機関）	×××
商品、製品	×××	借入金（役員）	×××
固定資産	×××	父 60%	母 40%
建物（建附）			
構築物等			
土地			
借地権			
保険積立金	×××		
営業権	×××		

本当に債務はこれだけ？

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

取引相場のない株式評価

～全般～

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

３つの評価方式

評価方式	評価方法	内容
収益方式	収益還元法	評価対象会社が将来獲得する利益を、一定の割引率で割り引いた現在価値に基づき評価
	DCF法	評価対象会社が将来獲得するFCF*を、一定の割引率で割り引いた現在価値に基づき評価 *債権者や株主等の資金提供者に対する利払い、弁済又は配当に充てることのできるキャッシュ・フロー
	配当還元法	株主が将来受け取ることが期待される配当金に基づき評価
純資産方式	簿価純資産法	B/Sに計上されている各資産の帳簿価額による純資産価額をもって評価
	時価純資産法	B/Sに計上されている各資産を時価に引き直し、その純資産価額をもって評価 評価益に対する法人税等相当額を控除する方式と控除しない方式あり
比準方式	類似会社比準法	類似する特定の上場会社を選定し、評価対象会社と選定した上場会社の純資産価額等の財務数値を比較して倍率を算出。その上で、算出した倍率を、選定した上場会社の市場株価等に乗じることにより評価
	類似業種比準法	評価対象会社と類似する業種の上場会社全部を選定し、評価対象会社と類似業種会社の純資産価額等の財務数値を比較して倍率を算出。その上で、算出した倍率を類似業種会社の株式の市場株価に乗じることにより評価
	取引事例法	評価対象会社の株式について、過去に適正な売買が行われたことがある場合、その取引価額を元に評価

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

同族会社株式以外の株式等の評価（評基通）

税理士法人
レディング

１）いわゆる持分会社の評価　（評基通194）
（合名会社、合資会社、合同会社）

２）医療法人の出資の評価　（評基通194-2）

３）農業協同組合等の出資の評価　（評基通195）

４）企業組合等の出資の評価　（評基通196）

５）取引相場のないゴルフ会員権で　（評基通211）
株式制又は株式と預託金制の併用形態
のものの評価

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

①持分会社の出資評価ミス（持分承継の規定有無）

税理士法人 レディング

■恥ずかしいミス

被相続人は会社経営をしており、自らが無限責任社員であった。定款を特に何も確認をすることなく取引相場のない株式評価と同様に出資持分を評価し相続税申告を行ったが、後日、税務署から過小評価の指摘を受けた。

■考え方

持分会社の出資評価については、財産評価基本通達194に規定されているが、無限責任社員については「無限責任社員」につき考え方を修正している。定款に「持分承継の規定」があるか否かで評価方法が異なる。

■ミス防止策

・定款規定を事前にチェックし、出資持分の承継有無を確定させる。

・相続人が2人（A・B）がいる場合で、Aが無限責任社員の地位（相続財産）を遺産分割協議で引き継ぐ場合でも、法律構成的には、①A・Bがいったん無限責任社員の地位を法定相続分で相続し、②その後、遺産分割協議によりAがその地位（相続財産）を相続したことになるため、会社債権者からの請求はA・Bともに請求されることになる。そのため、本来であれば、Bは相続放棄の選択も検討余地があることに留意（株式会社の連帯保証の問題と同様）。

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

①持分会社の出資評価ミス（持分承継の規定有無）

■財産評価基本通達

194　会社法第575条第1項に規定する持分会社に対する出資の価額は、178«取引相場のない株式の評価上の区分»から前項までの定めに準じて計算した価額によって評価する。（昭59直評7外・平18課評2－27外改正）

■無限責任社員の出資持分についての修正

国税庁HP質疑応答事例（持分会社の退社時の出資の評価）

１．定款に出資持分の相続の定め**あり**

☑定款例

（社員の相続人）

第〇条　社員が死亡した場合においては、その相続人あるいはその他の承継人は、他の社員全員の承諾を得て、持分を承継して社員となることができる。

→　取引相場のない株式の相続税評価に準ずる方法で相続税評価を行う。

→　評価方法は、類似業種批准方式もしくは純資産価額方式となる。

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

①持分会社の出資評価ミス（持分承継の規定有無）

税理士法人 レディング

２．定款に出資持分の相続の定め**なし（払戻請求権を相続：資産超過）**

☑会社法611②

退社した社員と持分会社との間の計算は、退社の時における持分会社の財産の状況に従ってしなければならない。

→ 払戻金額が確定できないケースがほとんど

→ 純資産価額による評価（法人税等相当額を控除**しない**）

∵「社員の退社時における会社の財産の状況」による純資産価額計算はあくまで会社法上の要請であり「財産評価上の適用とは無関係」　参考判例：名古屋高裁　昭和55.5.20

→ 払戻請求権は死亡と同時に被相続人に帰属

→ 出資金額を超える払戻金額を受けた場合、死亡した社員に対するみなし配当課税

→ 源泉所得税がある場合には、源泉所得税控除後の分配額に基づき評価

参考裁決：H3.1.23（合資会社の無限責任社員の死亡退社により生じた持分払戻請求権に含まれるみなし配当相当額について源泉徴収義務を負うとした事例）

３．定款に出資持分の相続の定め**なし（払戻請求権を相続：債務超過）**

☑国税庁ＨＰ質疑応答事例

（合名会社等の無限責任社員の会社債務についての債務控除の適用）

債務超過部分の負担額を相続税の課税価格の計算上、控除可能（会社法580、612①）

→ ただし、不動産所有型法人につき合名会社スキームには要注意（実質的に債務超過）

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

同族会社株式の評価の法体系等

税理士法人
レディング

1）相続税法（22条）、同施行令、同施行規則

2）相続税法基本通達

実務では
具体的な定めなし

3）財産評価基本通達（178～193-2）

4）相続税法個別通達

5）情報（改正通達等のあらまし等）

6）質疑応答事例集

7）判例（裁決例含む）

↓

実務では専ら
こちらを適用

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

同族会社株式の評価の法体系等

税理士法人 レディング

１）相続税法に規定する財産（相基通11の2-1）
→　金銭に見積もることができる経済的価値のあるすべてのもの
→　決算書に表示されている財産に限られない

２）相続税法上の財産の価額は「取得時における時価」（相法22）

３）時価（財評通1(2)）
→　課税時期において、それぞれ財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる額をいい、その価額は、この通達の定めによって評価した額

４）**総則6項の存在（財評通6）**　→「いわゆる特別の事情」
→　財産評価基本通達の定めによって評価することが著しく不適当と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

総則６項の判断基準

▪ 税大論叢８０号（平成２７年７月３日）
『財産評価基本通達の定めによらない財産の評価について－裁判例における「特別の事情」の検討を中心に－」山田重將

〔ⅰ〕評価通達による評価方法を形式的に適用することの合理性が欠如していること

〔ⅱ〕他の合理的な時価の評価方法が存在すること

〔ⅲ〕評価通達による評価方法に従った価額と他の合理的な時価の評価方法による価額の間に著しい乖離が存在すること

〔ⅳ〕納税者の行動が存在し、当該行為と〔ⅲ〕の「価額の間に著しい乖離が存在すること」の間に関連があること

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

総則６項を巡る今後の動向

▪「平成29事務年度における課税部（部門）の事務運営に当たり特に留意すべき事項について（指示）」
→　毎年、国税庁は各事務年度における留意すべき事項を全国の国税局等に指示

ーーー

取引相場のない株式評価

～基本事項中の落とし穴～

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

評価手順表（フローチャート）

「取引相場のない株式の評価明細書」に基づく評価手順表

① 株主の判定 → その株主が同族株主等、それ以外の株主のいずれかであるかを判定

② 会社規模の判定 → その会社が大会社、中会社、小会社のいずれであるかを判定

③ 特定評価会社等の判定 → その会社が特定の評価会社に該当するかどうかを判定

④ 評価方式の適用 → 以上の判定に基づいて、各区分に応じた評価方式を適用しそれぞれの株式の評価を実施

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

評価手順表（フローチャート）

「取引相場のない株式の評価明細書」に基づく評価手順表

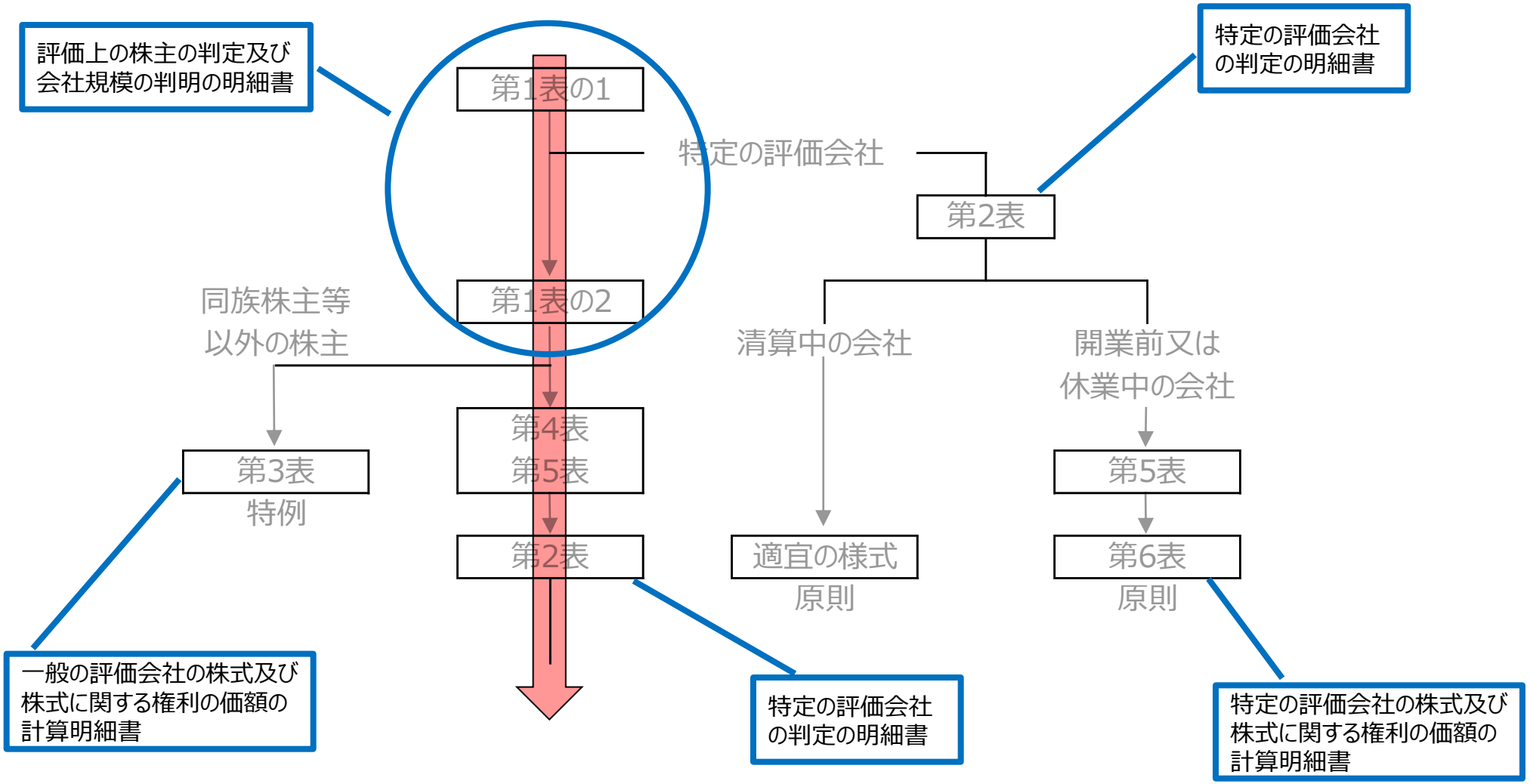

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

評価手順表（フローチャート）

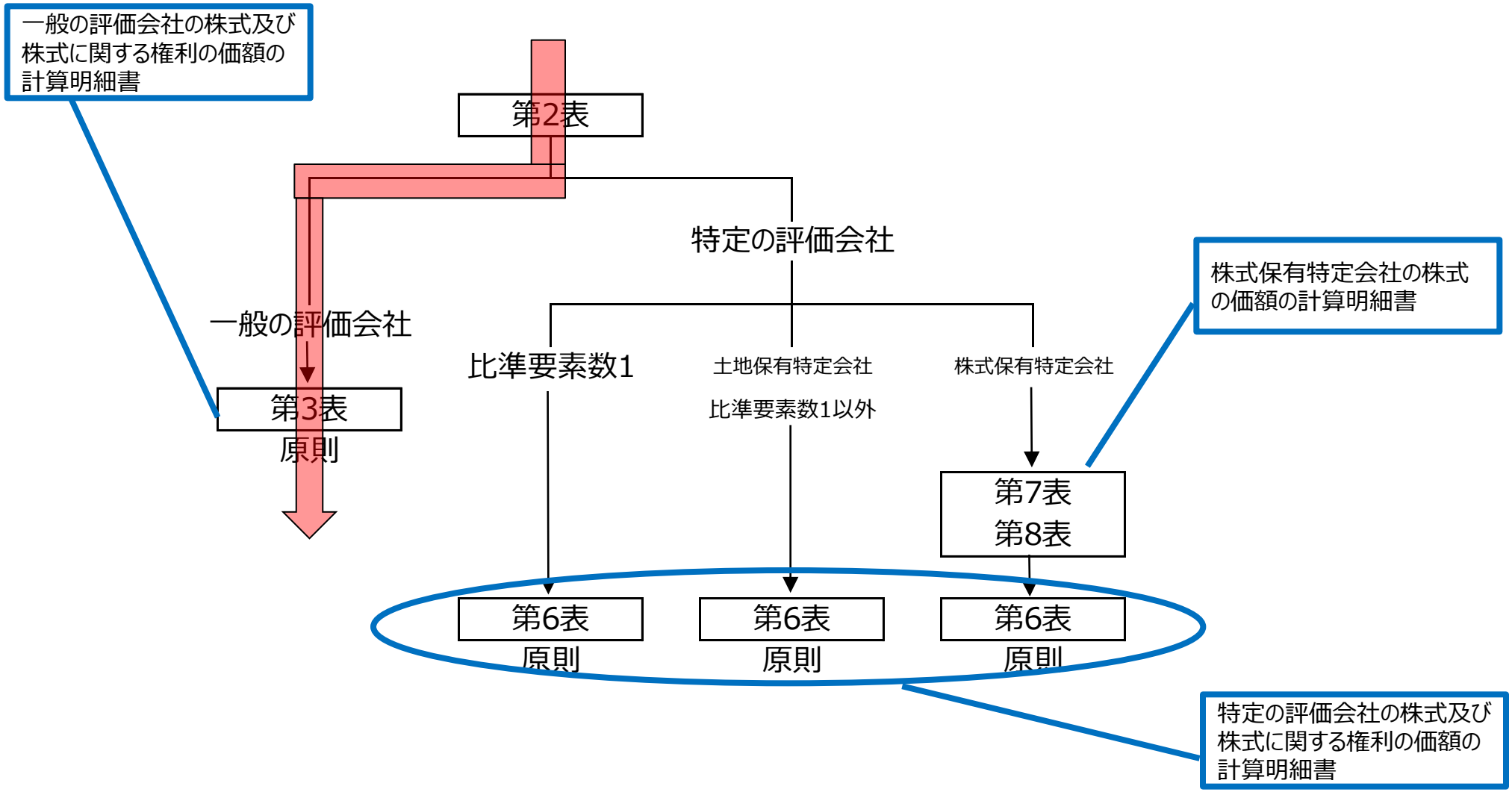

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

第1表の1

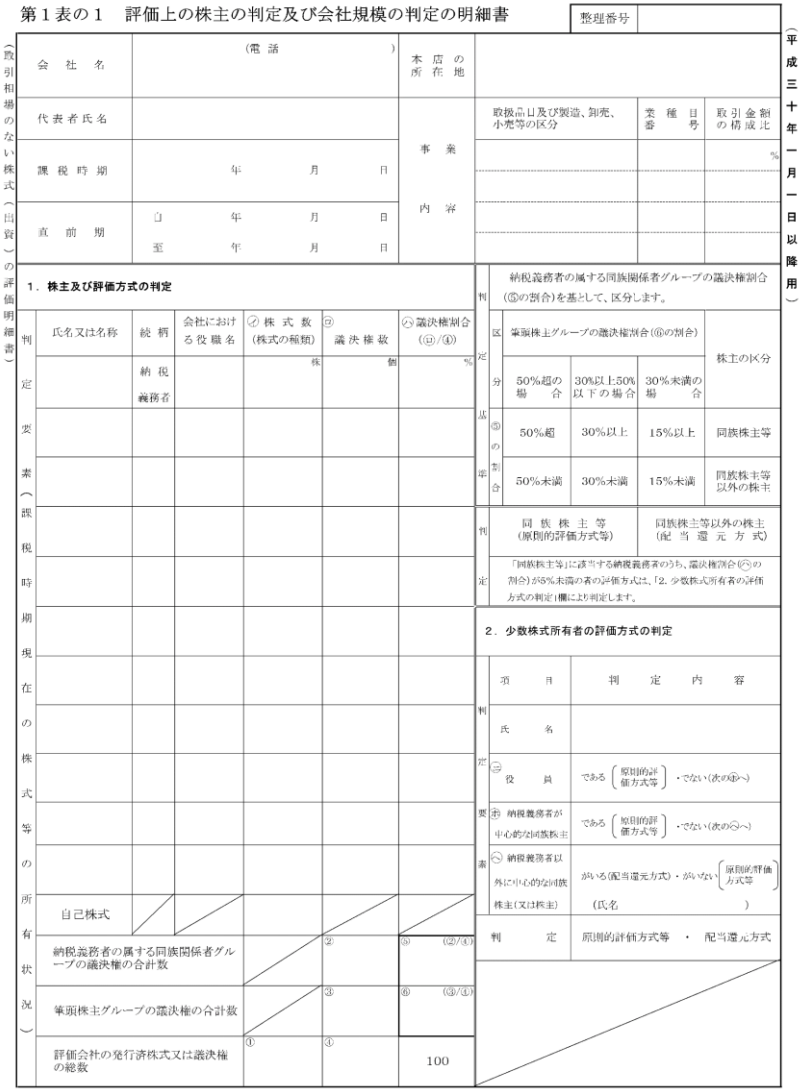

第１表の１　評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書

整理番号	

（取引相場のない株式（出資）の評価明細書）　（平成三十年一月一日以降用）

会社名	（電話　　）	本店の所在地	
代表者氏名		事業内容	取扱品目及び製造、卸売、小売等の区分 / 業種目番号 / 取引金額の構成比 %
課税時期	年　月　日		
直前期	自　年　月　日 至　年　月　日		

1．株主及び評価方式の判定

判定要素（課税時期現在の株式等の所有状況）	氏名又は名称	続柄	会社における役職名	㋑ 株式数（株式の種類）	㋺ 議決権数	㋩ 議決権割合（㋺/④）
		納税義務者		株	個	%
	自己株式					
	納税義務者の属する同族関係者グループの議決権の合計数				②	㋭ (②/④)
	筆頭株主グループの議決権の合計数				③	㋬ (③/④)
	評価会社の発行済株式又は議決権の総数			①	④	100

判定基準	納税義務者の属する同族関係者グループの議決権割合（㋭の割合）を基として、区分します。			
区分	筆頭株主グループの議決権割合（㋬の割合）			株主の区分
	50%超の場合	30%以上50%以下の場合	30%未満の場合	
㋭の割合	50%超	30%以上	15%以上	同族株主等
	50%未満	30%未満	15%未満	同族株主等以外の株主

判定要素	同族株主等（原則的評価方式等）	同族株主等以外の株主（配当還元方式）
	「同族株主等」に該当する納税義務者のうち、議決権割合（㋩の割合）が5%未満の者の評価方式は、「2．少数株式所有者の評価方式の判定」欄により判定します。	

2．少数株式所有者の評価方式の判定

判定要素	項目	判定内容
	氏名	
	㋑ 役員	である（原則的評価方式等）・でない（次の㋺へ）
	㋺ 納税義務者が中心的な同族株主	である（原則的評価方式等）・でない（次の㋩へ）
	㋩ 納税義務者以外に中心的な同族株主（又は株主）	がいる（配当還元方式）・がいない（原則的評価方式等） （氏名　　）
	判定	原則的評価方式等　・　配当還元方式

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

同族株主のいる会社の株主及び評価方式の判定表

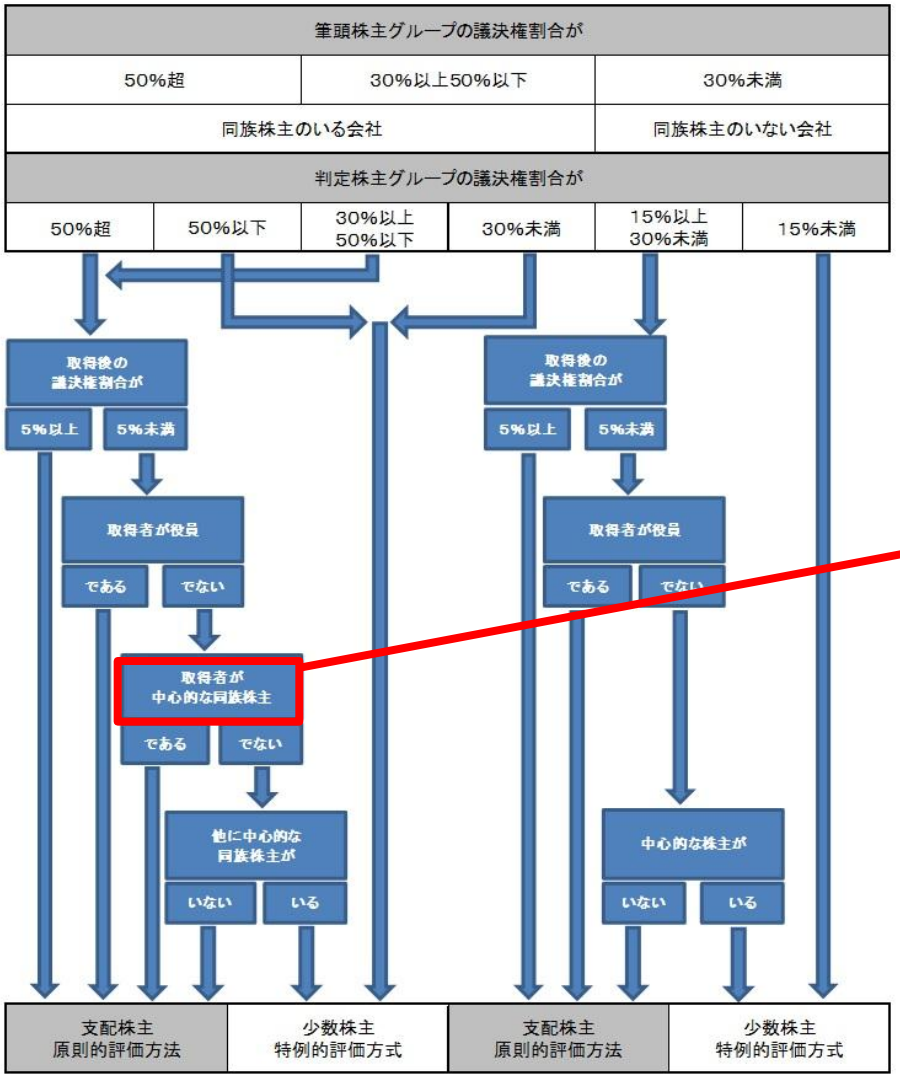

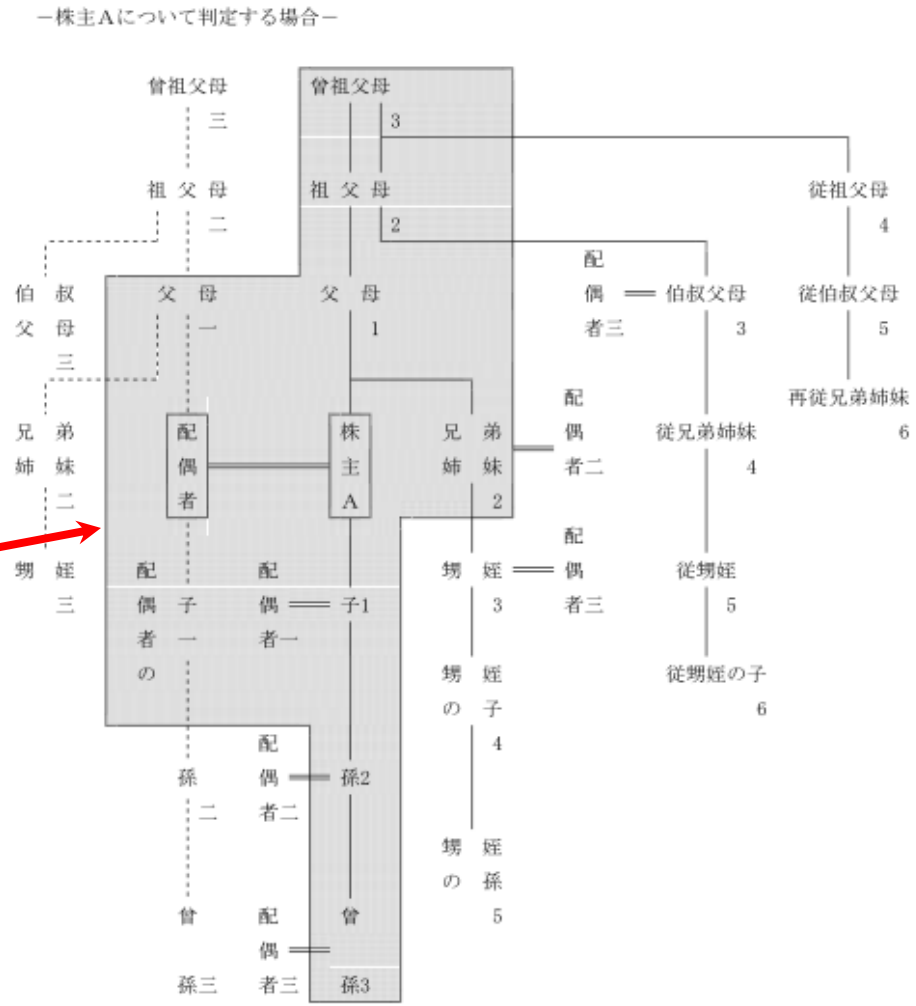

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

１）「同族株主」（1表の1）

１－１．同族株主

課税時期における評価会社の株主のうち、株主の1人及びその**同族関係者**（法人税法施行令第4条に規定する特殊の関係のある個人又は法人をいいます。以下同じ。）の有する議決権の合計数がその会社の議決権総数の30%以上である場合におけるその株主及びその同族関係者をいいます。

なお、この場合において、その評価会社の株主のうち、株主の1人及びその**同族関係者**の有する議決権の合計数が最も多いグループの有する議決権の合計数が、その会社の議決権総数の50%超である会社にあっては、50%超のその株主及びその同族関係者をいいます。

１－２．**同族関係者**

１）**個人**である**同族関係者**

２）**法人**である**同族関係者**

⇒ 判定は、**その株主（納税義務者）を中心に行うだけでなく、他の誰かも基準にして判定**をすることが必要である。

⇒ つまり、**他人の傘**でも判定する必要がある。

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

１）同族株主の判定（1表の1）

国税庁ＨＰ 「同族株主の判定」（質疑応答事例）

【照会要旨】
財産評価基本通達188(同族株主以外の株主等が取得した株式)(1)に定める「同族株主」に該当するか否かの判定は、納税義務者を中心に行うのでしょうか。

【回答要旨】
納税義務者に限りません。

（理由）
「同族株主」とは、課税時期における評価会社の株主のうち、株主の1人及びその同族関係者の有する議決権の合計数が評価会社の議決権総数の30%以上(株主の1人及びその同族関係者の有する議決権の合計数が最も多いグループの有する議決権の合計数が50%超である場合には、50%超)である場合におけるその株主及びその同族関係者をいいます。この場合の「株主の1人」とは、納税義務者に限りません。

【関係法令通達】
財産評価基本通達188(1)
法人税基本通達1-3-5

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

１）同族株主の判定（1表の1）

法人税法施行令
（同族関係者の範囲）
第四条　法第二条第十号　（同族会社の意義）に規定する政令で定める特殊の関係のある個人は、次に掲げる者とする。
一　株主等の親族
二　株主等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
三　株主等（個人である株主等に限る。次号において同じ。）の使用人
四　前三号に掲げる者以外の者で株主等から受ける金銭その他の資産によつて生計を維持しているもの
五　前三号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族
２　法第二条第十号 に規定する政令で定める特殊の関係のある法人は、次に掲げる会社とする。**一**　同族会社であるかどうかを判定しようとする会社の株主等（当該会社が自己の株式又は出資を有する場合の当該会社を除く。以下この項及び第四項において「判定会社株主等」という。）の一人（個人である判定会社株主等については、その一人及びこれと前項に規定する特殊の関係のある個人。以下この項において同じ。）が他の会社を支配している場合における当該他の会社
二　判定会社株主等の一人及びこれと前号に規定する特殊の関係のある会社が他の会社を支配している場合における当該他の会社
三　判定会社株主等の一人及びこれと前二号に規定する特殊の関係のある会社が他の会社を支配している場合における当該他の会社
３　前項各号に規定する他の会社を支配している場合とは、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合をいう。**一**　他の会社の発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合
二　他の会社の次に掲げる議決権のいずれかにつき、その総数（当該議決権を行使することができない株主等が有する当該議決権の数を除く。）の百分の五十を超える数を有する場合**イ**　事業の全部若しくは重要な部分の譲渡、解散、継続、合併、分割、株式交換、株式移転又は現物出資に関する決議に係る議決権
ロ　役員の選任及び解任に関する決議に係る議決権
ハ　役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として会社が供与する財産上の利益に関する事項についての決議に係る議決権
ニ　剰余金の配当又は利益の配当に関する決議に係る議決権
三　他の会社の株主等（合名会社、合資会社又は合同会社の社員（当該他の会社が業務を執行する社員を定めた場合にあつては、業務を執行する社員）に限る。）の総数の半数を超える数を占める場合
４　同一の個人又は法人（人格のない社団等を含む。以下同じ。）と第二項に規定する特殊の関係のある二以上の会社が、判定会社株主等である場合には、その二以上の会社は、相互に同項に規定する特殊の関係のある会社であるものとみなす。
５　法第二条第十号 に規定する政令で定める場合は、同号 の会社の株主等（その会社が自己の株式又は出資を有する場合のその会社を除く。）の三人以下並びにこれらと同号 に規定する政令で定める特殊の関係のある個人及び法人がその会社の第三項第二号 イからニまでに掲げる議決権のいずれかにつきその総数（当該議決権を行使することができない株主等が有する当該議決権の数を除く。）の百分の五十を超える数を有する場合又はその会社の株主等（合名会社、合資会社又は合同会社の社員（その会社が業務を執行する社員を定めた場合にあつては、業務を執行する社員）に限る。）の総数の半数を超える数を占める場合とする。
６　個人又は法人との間で当該個人又は法人の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者がある場合には、当該者が有する議決権は当該個人又は法人が有するものとみなし、かつ、当該個人又は法人（当該議決権に係る会社の株主等であるものを除く。）は当該議決権に係る会社の株主等であるものとみなして、第三項及び前項の規定を適用する。

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

１）同族株主の判定（1表の1）

税理士法人
レディング

☑ 同意している者：注意すべき裁決（議決権）

◆裁決事例
平成23年9月28日裁決　国税不服審判所

◆内容
評基通188(1)に定める同族関係者に該当するか否か

◆詳細検討
法人税法施行令第４条第６項の存在（**次**頁）

（詳細）
経営者株主グループと同一の議決権行使に同意していると認定された法人株主の議決権を経営者株主グループに合算する

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

１）同族株主の判定（1表の1）

☑ 同意している者：注意すべき裁決（議決権）

法人税法施行令
（同族関係者の範囲）
第四条　法第二条第十号　（同族会社の意義）に規定する政令で定める特殊の関係のある個人は、次に掲げる者とする。**一**　株主等の親族
二　株主等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
三　株主等（個人である株主等に限る。次号において同じ。）の使用人
四　前三号に掲げる者以外の者で株主等から受ける金銭その他の資産によつて生計を維持しているもの
五　前三号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族
２　法第二条第十号 に規定する政令で定める特殊の関係のある法人は、次に掲げる会社とする。**一**　同族会社であるかどうかを判定しようとする会社の株主等（当該会社が自己の株式又は出資を有する場合の当該会社を除く。以下この項及び第四項において「判定会社株主等」という。）の一人（個人である判定会社株主等については、その一人及びこれと前項に規定する特殊の関係のある個人。以下この項において同じ。）が他の会社を支配している場合における当該他の会社
二　判定会社株主等の一人及びこれと前号に規定する特殊の関係のある会社が他の会社を支配している場合における当該他の会社
三　判定会社株主等の一人及びこれと前二号に規定する特殊の関係のある会社が他の会社を支配している場合における当該他の会社
３　前項各号に規定する他の会社を支配している場合とは、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合をいう。**一**　他の会社の発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合
二　他の会社の次に掲げる議決権のいずれかにつき、その総数（当該議決権を行使することができない株主等が有する当該議決権の数を除く。）の百分の五十を超える数を有する場合**イ**　事業の全部若しくは重要な部分の譲渡、解散、継続、合併、分割、株式交換、株式移転又は現物出資に関する決議に係る議決権
ロ　役員の選任及び解任に関する決議に係る議決権
ハ　役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として会社が供与する財産上の利益に関する事項についての決議に係る議決権
ニ　剰余金の配当又は利益の配当に関する決議に係る議決権
三　他の会社の株主等（合名会社、合資会社又は合同会社の社員（当該他の会社が業務を執行する社員を定めた場合にあつては、業務を執行する社員）に限る。）の総数の半数を超える数を占める場合
４　同一の個人又は法人（人格のない社団等を含む。以下同じ。）と第二項に規定する特殊の関係のある二以上の会社が、判定会社株主等である場合には、その二以上の会社は、相互に同項に規定する特殊の関係のある会社であるものとみなす。
５　法第二条第十号 に規定する政令で定める場合は、同号 の会社の株主等（その会社が自己の株式又は出資を有する場合のその会社を除く。）の三人以下並びにこれらと同号 に規定する政令で定める特殊の関係のある個人及び法人がその会社の第三項第二号 イからニまでに掲げる議決権のいずれかにつきその総数（当該議決権を行使することができない株主等が有する当該議決権の数を除く。）の百分の五十を超える数を有する場合又はその会社の株主等（合名会社、合資会社又は合同会社の社員（その会社が業務を執行する社員を定めた場合にあつては、業務を執行する社員）に限る。）の総数の半数を超える数を占める場合とする。
６　個人又は法人との間で当該個人又は法人の意思と同一の内容の議決権を行使することに**同意している者**がある場合には、当該者が有する議決権は当該個人又は法人が有するものとみなし、かつ、当該個人又は法人（当該議決権に係る会社の株主等であるものを除く。）は当該議決権に係る会社の株主等であるものとみなして、第三項及び前項の規定を適用する。

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

１）「中心的な同族株主」「中心的な株主」（1表の1）

税理士法人 レディング

２．中心的な同族株主

課税時期のおいて**同族株主の1人並びにその株主の配偶者、直系血族、兄弟姉妹及び1親等の姻族（これらの者の同族関係者である会社のうち、これらの者が有する議決権の合計数がその会社の議決権総数の25%以上である会社*を含みます。）**の有する**議決権の合計数が議決権総数の25%以上**である場合におけるその株主をいうものとします。

*特別同族関係法人（評基通188(2)かっこ書き）

⇒ **その株主（納税義務者）が中心的な同族株主に該当するか否か**は、
その株主（納税義務者）を起点に判定する。

⇒ **中心的な同族株主がいる会社か否かの判定**は、
いずれかの株主を起点に判定する。

３．中心的な株主

同族株主のいない会社の株主で、**課税時期において株主の1人及びその同族関係者の有する議決権の合計数がその会社の議決権総数の15%以上である株主グループ**のうち、**いずれかのグループに単独でその会社の議決権総数の10%以上の議決権**を有している株主がいる場合におけるその株主をいいます。

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

同族株主のいる会社の株主及び評価方式の判定表

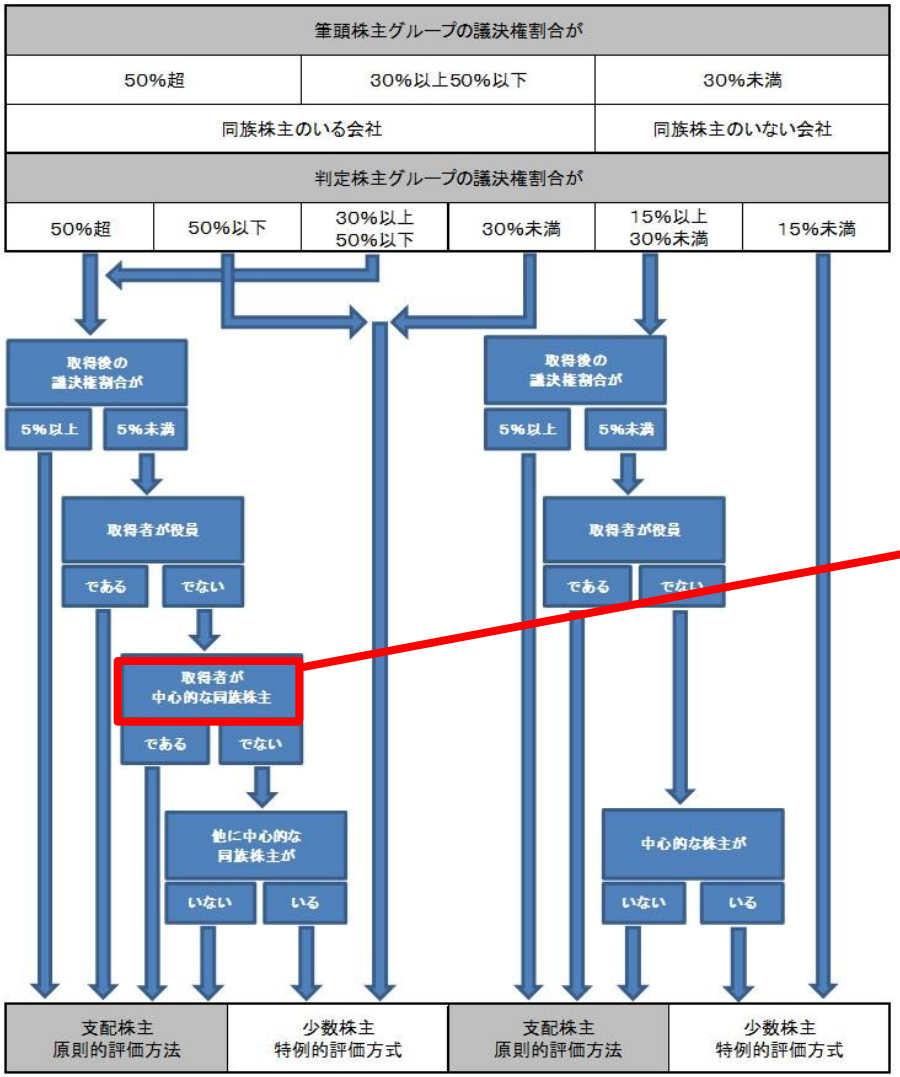

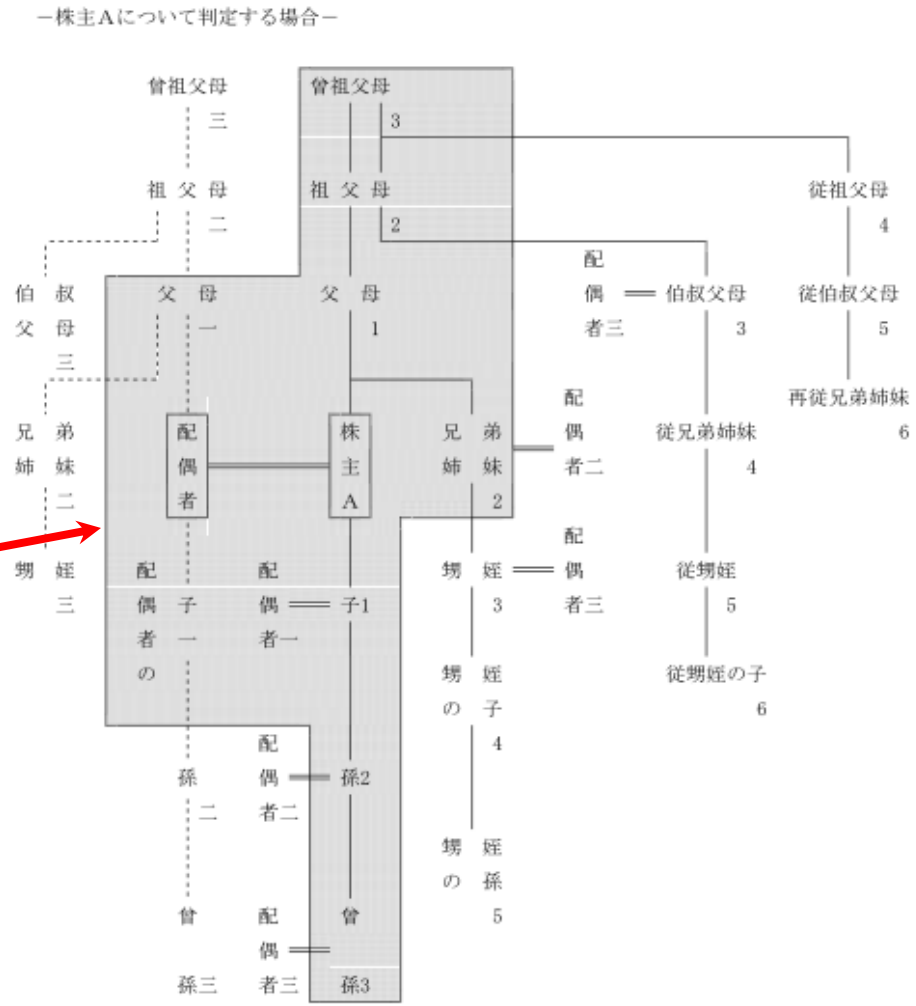

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

「平」取締役である場合における取扱いミス

■恥ずかしいミス

被相続人Aは会社の平取締役（not役付）であり、Aの義兄が社長を務めている。Aは平取締役就任時に株式4%を義兄から取得（結果、義兄94%保有）し、相続発生時に子が相続することになり、子は法定申告期限までに平取締役に就任した。顧問税理士が相続税申告を担当したが、Aは筆頭株主グループに所属することになり、また5%未満とはいえ取締役であったことから原則的評価に基づき相続税申告を行った。

■考え方

役員に該当するか否かは、会社規模判定における従業員数の確定と同様の概念で判断する（評基通188(2)(4)）。したがって、単なる「平」取締役は従業員と同じ扱いとなる。また、課税時期翌日から法定申告期限までに役付役員になった場合は役員扱いとなる。

■ミス防止策

・専務、常務等の職制上の地位は法制上の地位ではないため登記されないため、定款は議事録等でその存在を確認することが必要となる。

・役付取締役については、税務論点だけでなく会社法上の責任として表見代表取締役の責任（会社法354）を注意しておく必要がある。

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

「平」取締役である場合における取扱いミス

■財産評価基本通達
188（同族株主以外の株主等が取得した株式）
・
・
・
(2)中心的な同族株主のいる会社の株主のうち、中心的な同族株主以外の同族株主で、その者の株式取得後の議決権の数がその会社の議決権総数の5%未満であるもの（**課税時期において評価会社の役員（社長、理事長並びに法人税法施行令第71条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる者をいう。**以下この項において同じ。）**である者**及び**課税時期の翌日から法定申告期限までの間に役員となる者を除く。**）の取得した株式

■会社法354条（表見代表取締役）
社長、副社長その他株式会社を有するものと認められる名称を付した場合には、当該取締役がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う
→　専務取締役や常務取締役という名称を与えた場合も、本条の適用または類推適用あり
→　①外観の存在、②外観への与因、③外観への信頼　が適用要件となる。
→　会社は代表取締役の登記があることを理由に会社法354の責任は免れない。

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

＋α　株主の議決権比率が評価に影響を及ぼす場合

1．自己株式（会社法308条2項）
→ B/Sに記載済みのため、意識しやすい

2．相互保有株式（会社法308条1項）
→ B/Sにその旨の記載ないため、意識しずらい

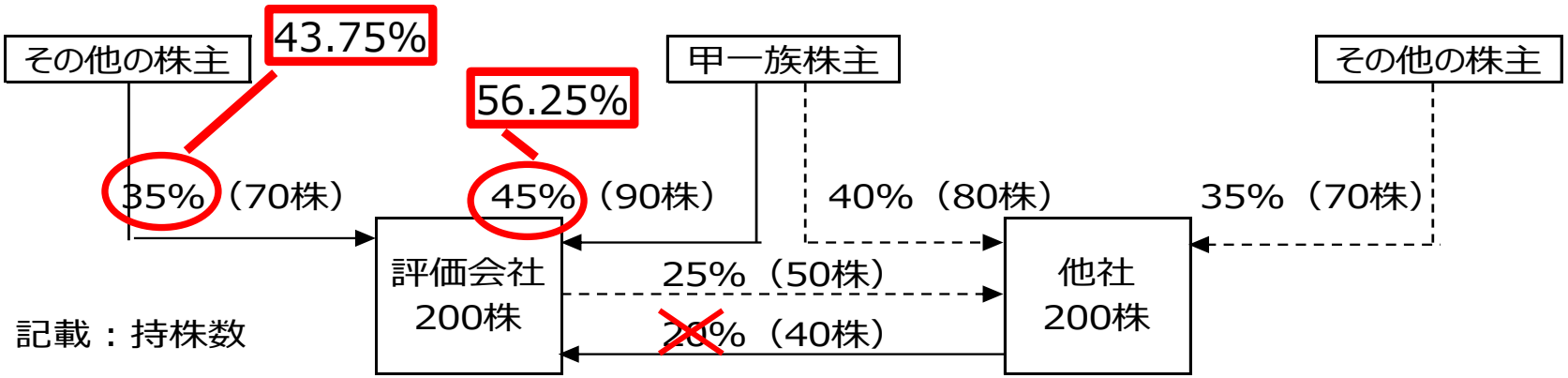

（議決権の数）
第三百八条　株主（株式会社がその総株主の議決権の四分の一以上を有することその他の事由を通じて株式会社がその経営を実質的に支配することが可能な関係にあるものとして法務省令で定める株主を除く。）は、株主総会において、その有する株式一株につき一個の議決権を有する。ただし、単元株式数を定款で定めている場合には、一単元の株式につき一個の議決権を有する。
２　前項の規定にかかわらず、株式会社は、自己株式については、議決権を有しない。

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

相互保有株式の議決権停止に関する判断ミス

税理士法人 レディング

■恥ずかしいミス

ある会社は創業一族が複数おり、株主構成としては、A家族（70株：35%）、B家族（90株：45%）、その他会社（40株：20%）であった。ただし、評価対象会社（ある会社）はその他会社の株式を25%保有している。A家族の家長（父）が全株式70株を保有しており、相続が発生したが、同族株主がいる会社（30%超50%以下）と判断し、原則的評価に基づき相続税申告を行った。

■考え方

相互保有株式がある場合、議決権は停止する（会社法308①）。本ケースでは、その他会社が保有する40株（20%）については議決権が停止し、その他株主（A家族、B家族）の議決権比率は上昇する。結果、同族株主のいる会社の判定に影響を与えることがあるため、議決権停止の判断は慎重に行う必要がある。

■ミス防止策

・相互保有株式の議決権判断次第で、会社支配権にも影響を及ぼす場合がある。
・相互保有株式の持合計算は計算が煩雑になるため注意を要する。
・自己株式も議決権停止するため注意を要する（会社法308②）
・各種手続につき会社法上の手続を適正に経る必要がある。

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

＋α　相互保有株式の評価

Q1．A社⇔B社　2社間で持合をしている場合の株式評価は？

A1．A社、B社が各々、類似を適用か、純資産適用か、それとも併用方式かが評価方法が異なる。

国税庁資産税関係質疑応答事例集（平成13年3月刊）に例示あり

１）A社、B社ともに、類似適用（大会社）である場合
→　株式持合は一切考慮せず、類似計算するのみ

２）A社又はB社につき、純資産適用する場合
①A社及びB社がともに純資産を適用する場合（類似適用一切なし）

②A社は併用方式、B社は純資産を適用する場合

③A社及びB社がともに併用方式を適用する場合

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

＋α　相互保有株式の評価

Q1．A社⇔B社　2社間で持合をしている場合の株式評価は？

２）A社又はB社につき、純資産適用する場合

算式中の記号を示すものは次のとおり

Ｘ：Ａ社の所有するＢ社株式の相続税評価額
Ｙ：Ｂ社の所有するＡ社株式の相続税評価額
α：Ｂ社の発行済株式数のうちＡ社が所有する株式数の割合
β：Ａ社の発行済株式数のうちＢ社が所有する株式数の割合
ａ：Ａ社の、Ｂ社株式を除く各資産の相続税評価額の合計額から、各負債の金額の合計額を控除した金額（Ｂ社株式を除いて計算したＡ社の評価明細書第５表の「(1)－(3)」の金額）
ｂ：Ｂ社の、Ａ社株式を除く各資産の相続税評価額の合計額から、各負債の金額の合計額を控除した金額（Ａ社株式を除いて計算したＢ社の評価明細書第５表の「(1)－(3)」の金額）
Ｌａ：Ａ社株式のＬの割合
Ｌｂ：Ｂ社株式のＬの割合
Ｃ：Ａ社株を類似業種比準価額方式で評価した場合の評価額の総額（評価明細書第３表の(1)の金額に発行済株式数を乗じた金額）
Ｄ：Ｂ社株を類似業種比準価額方式で評価した場合の評価額の総額（評価明細書第３表の(1)の金額に発行済株式数を乗じた金額）

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

税理士法人 レディング

Q1．A社⇔B社　2社間で持合をしている場合の株式評価は？

２）A社又はB社につき、純資産適用する場合

①A社及びB社がともに純資産を適用する場合（類似適用一切なし）

$$X = \alpha(b + Y)$$
$$Y = \beta(a + X)$$

したがって

$$X = \frac{\alpha(b + \beta a)}{1 - \alpha\beta}$$

$$Y = \frac{\beta(a + \alpha b)}{1 - \alpha\beta}$$

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

税理士法人 レディング

Q1．A社⇔B社　2社間で持合をしている場合の株式評価は？

２）A社又はB社につき、純資産適用する場合

②A社は併用方式、B社は純資産を適用する場合

$$X = \alpha(b + Y)$$
$$Y = \beta\{La\,C + (1 - La)(a + X)\}$$

したがって

$$X = \frac{\alpha[b + \beta\{La\,C + (1 - La)\,a\}]}{1 - \alpha\beta(1 - La)}$$

$$Y = \frac{\beta\{La\,C + (1 - La)(a + \alpha b)\}}{1 - \alpha\beta(1 - La)}$$

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

税理士法人 レディング

Q1．A社⇔B社　2社間で持合をしている場合の株式評価は？

２）A社又はB社につき、純資産適用する場合

③A社及びB社がともに併用方式を適用する場合

$$X = \alpha \{ L_b D + (1 - L_b)(b + Y) \}$$
$$Y = \beta \{ L_a C + (1 - L_a)(a + X) \}$$

したがって

$$X = \frac{\alpha \left[L_b D + (1 - L_b) \left[b + \beta \{ L_a C + (1 - L_a) a \} \right] \right]}{1 - \alpha\beta (1 - L_a)(1 - L_b)}$$

$$Y = \frac{\beta \left[L_a C + (1 - L_a) \left[a + \alpha \{ L_b D + (1 - L_b) b \} \right] \right]}{1 - \alpha\beta (1 - L_a)(1 - L_b)}$$

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

＋α　相互保有株式の評価

Q2．A社、B社、C社　3社間で持合をしている場合の株式評価は？

A2．考え方は2社間でも何社間でも同様であり、連立方程式の解を求めるのみ。
ただし、3社間以上は、連立方程式を解くことが相当煩雑になるため、
Excelシートで行列計算を行う必要あり。

Q3．親子会社間の持合が継続されている場合は？

A3．会社法上は禁止（第135条）されているが、このような状態の会社は
現実的には多く存在しています。会社法違反状態ですが、税法は割り切って
計算をしているのが現状です。
したがって、通常の持合計算と同様に計算されると思われます。

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

＋α　自己株式手続まとめ

■非公開会社（非上場会社）を前提

1：取得 → 2：保有 → 3-1：処分 / 3-2：消却

	1：取得	3-1：処分	3-2：消却
会社法	・財源規制（分配可能額） ・特別決議（特定株主） ・売主追加請求あり（定款での排除可） ・議決権停止により比率↑ ・株主名簿変更	■第三者割当増資 ・特別決議 ■株主割当増資 ・取締役会又は特別決議 ・議決権復活により比率↓ ・株主名簿変更	・取締役会決議 ・株主名簿変更
登記	・変更なし	・変更なし	・変更あり（発行済株式総数↓）

■非公開会社（非上場会社）を前提

1：取得 → 2：保有 → 3-1：処分 / 3-2：消却

	1：取得	3-1：処分	3-2：消却
税務	**■発行会社** ・課税関係なし ・資本金等のマイナス ・1株あたり取得金額（時価を前提） ・源泉徴収（20.42%）（例外あり） ・納付（翌月10日） ・支払調書作成（みなし配当ありの場合）（みなし配当なしの場合） **■個人株主** ・みなし配当課税あり（例外あり。相続等） ・配当控除あり ・譲渡所得等の計算 **■法人株主** ・みなし配当課税あり（例外あり） ・有価証券譲渡損益の計算 ・グループ法人税制適用の場合	**■発行会社** ・課税関係なし ・資本金等のプラス ・1株あたり取得金額（時価を前提） **■個人株主** ・課税関係なし（時価を前提） **■法人株主** ・課税関係なし（時価を前提）	**■発行会社** ・課税関係なし

☑財源規制違反による自己株式取得の可否
→　会社法上、取締役の任務懈怠等の責任追及の可能性あり
→　違法配当であっても、税務上は配当として取り扱われる

☑相続後の自己株式取得でのチェック項目
→　相続税評価額で売却する場合、
　　相続税評価額　＞　所基通59-6×1/2　であることを確認

☑処分
→　第三者割当増資：適正株価は法基通9-1-14（原則）
→　株主割当：いくらでもOK（∵株主全員に割り当てるため）

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

＋α　自己株式の取扱い

税理士法人 レディング

Q1.自己株式の取得等により、資本金等の額がマイナスとなった場合、配当還元方式による株価はどのように扱うか？

Ａ1．マイナスのまま計算することで、最終的にはプラスの値が算出される。

H18.12.22資産評価企画官情報第2号の「4　取引相場のない株式等の評価の改正（類似業種比準方式の計算）」に取扱いに関する記載あり。

資本金等の額＜0　の場合、
①算出株価（1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の株価＜0）
②同じ資本金等の額を基とした値
　（1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の倍数）＜0

①×②＞０　となり、適正評価額が算出される。

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

＋α　相続特有の自己株式論点の検証

税理士法人
レディング

１．みなし配当課税の回避（措法９条の７）

１）相続又は遺贈により取得した自社株
贈与で取得した自社株には適用なし
仮に元々2,000株保有しており、相続により2,000株取得し、2,000株を金庫株とした場合、元々保有している自社株を金庫株にしても相続により取得した自社株を金庫株にしたとみなされる

２）相続税負担があること
配偶者の税額軽減特例を用いて納税負担がない配偶者では本特例は適用なし

３）相続税の申告期限の翌日以後3年経過する日までの譲渡
相続発生日の翌日から3年10カ月以内と同様（期間制限あり）

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

＋α　相続特有の自己株式論点の検証

税理士法人
レディング

１．みなし配当課税の回避（措法９条の７）

４）非上場株式であること
上場会社株式は資金化できるため、特例適用の余地は無し

５）発行会社へ譲渡すること（金庫株であること）
発行会社ではなく関連会社への売却には適用なし

６）一定手続を踏むこと
この規定を適用しようとする個人は、所定の届出書をその譲渡する時までに、発行会社へ提出する必要あり。次に、この届出書の提出を受けた発行会社は、株式を譲り受けた日の翌年1月31日までに、所轄税務署へ提出する必要がある
（次ページ参照）

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

＋α　自己株式手続まとめ

税理士法人
レディング

相続財産に係る非上場株式をその発行会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例に関する届出書（譲渡人用）

発行会社受付印　税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

譲渡人	住所又は居所	〒 電話　－　－
	（フリガナ） 氏名	㊞
	個人番号	

租税特別措置法第９条の７第１項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令第５条の２第２項の規定により、次のとおり届け出ます。

被相続人	氏名	死亡年月日	平成　年　月　日
	死亡時の住所又は居所		
納付すべき相続税額又はその見積額	円	（注）納付すべき相続税額又はその見積額が「０円」の場合にはこの特例の適用はありません。	
課税価格算入株式数			
上記のうち譲渡をしようとする株式数			
その他参考となるべき事項			

相続財産に係る非上場株式をその発行会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例に関する届出書（発行会社用）

税務署受付印

※整理番号

平成　年　月　日

税務署長殿

発行会社	所在地	〒 電話　－　－
	（フリガナ） 名称	㊞
	法人番号	

上記譲渡人から株式を譲り受けたので、租税特別措置法施行令第５条の２第３項の規定により、次のとおり届け出ます。

譲り受けた株式数	
１株当たりの譲受対価	
譲受年月日	平成　年　月　日

（注）上記譲渡人に納付すべき相続税額又はその見積額が「０円」の場合には、当該特例の適用はありませんので、みなし配当課税を行うことになります。この場合、届出書の提出は不要です。

※税務署処理欄	法人課税部門	整理簿	確認印	資産回付	資産課税部門			通信日付印	確認印	番号
								年　月　日		

28.06 改正

相続財産に係る非上場株式をその発行会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例に関する届出書記載要領等

この様式は、租税特別措置法第９条の７の規定の適用を受ける場合に、租税特別措置法施行令第５条の２第２項の規定に基づき譲渡人が発行会社を経由して提出する書面と、同条第３項の規定に基づき発行会社が前記書面を添付して提出する書面との兼用様式になっていますので、切り離さずに提出してください。

Ⅰ　譲渡人用の記載要領

１　譲渡人の「住所又は居所」、「氏名」及び「個人番号」の各欄には、租税特別措置法第９条の７第１項《相続財産に係る株式をその発行した上場株式等以外の株式会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例》の規定の適用を受けようとする者の住所又は居所、氏名及び個人番号を記載してください。

２　被相続人の「氏名」、「死亡時の住所又は居所」及び「死亡年月日」の各欄には、租税特別措置法第９条の７第１項の規定の適用を受けようとする者の被相続人の氏名及び死亡の時における住所又は居所並びに死亡年月日を記載してください。

３　「納付すべき相続税額又は見積額」欄には、租税特別措置法第９条の７第１項に規定する特例の適用を受けようとする非上場株式の取得の基因となった相続又は遺贈につき、その非上場株式を発行会社に譲渡しようとする人が納付すべき相続税額又はその見積額を記載してください。
（注）納付すべき相続税額又はその見積額が「０円」の場合には、この特例の適用はありません。
この場合、届出書の提出も不要です。

４　「課税価格算入株式数」及び「上記のうち譲渡をしようとする株式数」の各欄には、租税特別措置法施行令第５条の２第２項《相続財産に係る株式をその発行した上場株式等以外の株式会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例》に規定する課税価格算入株式の数及び当該課税価格算入株式のうち当該非上場会社に譲渡をしようとするものの数を記載してください。

Ⅱ　発行会社用の記載要領

１　発行会社の「所在地」、「名称」及び「法人番号」の各欄には、租税特別措置法施行令第５条の２第２項の規定により書面の提出を受けた非上場会社の所在地、名称及び法人番号を記載してください。

２　「譲り受けた株式数」、「１株当たりの譲受対価」及び「譲受年月日」の各欄には、非上場会社が租税特別措置法第９条の７第１項の規定の適用を受けようとする者から譲り受けた課税価格算入株式の数及び１株当たりの譲受けの対価の額並びに当該課税価格算入株式を譲り受けた年月日を記載してください。
（注）譲渡人に納付すべき相続税額又はその見積額が「０円」の場合には、この特例の適用はありませんので、譲受対価の支払いの際にみなし配当課税を行うことになります。
また、譲渡人に納付すべき相続税額が「０円」であることが、届出書の提出後に判明した場合にも、みなし配当課税を行うことになります。

「※」欄は、記載しないでください。

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

＋α　相続特有の自己株式論点の検証

税理士法人
レディング

２．相続税の取得費加算（措法３９条）

１）相続又は遺贈により取得した財産であること
贈与で取得した財産には適用なし

２）相続税負担があること
配偶者の税額軽減特例を用いて納税負担がない配偶者では本特例は適用できません

３）相続税の申告期限の翌日以後3年経過する日までの譲渡
相続発生日の翌日から3年10カ月以内と同様（期間制限あり）

→　同族関係者（個人・法人への売却にも適用可能）

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

＋α　自己株式実行における実務上の留意点

１．株主総会の特別決議（特定の株主からの取得）

２．財源規制（分配可能額）
→　会社法上の規制あり

３．売主追加請求

４．財源確保
→　運転資金を財源NG
→　その際には、金融機関からの融資を検討する
→　事前に法人で生命保険等を使って、法人に資金を計画的に蓄積しておく

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

＋α　株主の議決権比率が評価に影響を及ぼす場合

☑未分割の場合における、株式評価（議決権割合）には注意する（質疑応答）

遺産が未分割である場合の議決権割合の判定（太字、下線は筆者加工）

【照会要旨】
　相続人間で遺産分割協議が整っていない状況で、取引相場のない株式を評価する場合、各相続人に適用されるべき評価方式を判定するに当たって、基礎となる「株式取得後の議決権の数」はどのようになるのでしょうか。

【回答要旨】
　各相続人ごとに、**所有する株式数**に**その未分割の株式数の全部**を**加算した数**に応じた議決権数とします。

（理由）
　取引相場のない株式は、純資産価額方式、類似業種比準方式又はこれらの併用方式により評価することを原則としています（原則的評価方式）が、少数株主が取得した株式については、特例的な措置として配当還元方式により評価することとしています（特例的評価方式）。
　遺産未分割の状態は、遺産の分割により具体的に相続財産を取得するまでの暫定的、過渡的な状態であり、将来、各相続人等がその法定相続分等に応じて確定的に取得するとは限りません。そこで、その納税義務者につき特例的評価方式を用いることが相当か否かの判定は、当該納税義務者が当該株式の全部を取得するものとして行う必要があります。
　なお、「第1表の1　評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書」の（1.株主及び評価方式の判定）の「イ株式数（株式の種類）」欄には、納税義務者が有する株式（未分割の株式を除く。）の株式数の上部に、未分割の株式の株式数を未と表示の上、外書で記載し、納税義務者が有する株式の株式数に未分割の株式の株式数を加算した数に応じた議決権数を「ロ議決権数」に記載します。また、「納税義務者の属する同族関係者グループの議決権の合計数（5(2/4)）」欄には、納税義務者の属する同族関係者グループが有する実際の議決権数（未分割の株式に応じた議決権数を含む。）を記載します。

【関係法令通達】
　財産評価基本通達188
　　平成2年12月27日付直評23外「相続税及び贈与税における取引相場のない株式等の評価明細書の様式及び記載方法等について」通達第1表の1　3(5)

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

＋α　株主の議決権比率が評価に影響を及ぼす場合

☑未分割の場合における、株式評価（議決権割合）には注意する（質疑応答）

株主	相続前	相続後	
		誤	正
被相続人（父）	600		
相続人(妻)	200	500	800
相続人(長男)	100	250	700
相続人(長女)	100	250	700
	1,000	1,000	2,200

☑1表の1記載方法

㋑株式数に以下のとおり記載

①未分割の株式の全てに係る議決権数

②各納税義務者が従来から所有していた株式に係る議決権数

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

第1表の2

第１表の２　評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書（続）　会社名

（取引相場のない株式（出資）の評価明細書）　（平成三十年一月一日以降用）

３．会社の規模（Ｌの割合）の判定

判定要素	項目	金額	項目	人数
	直前期末の総資産価額（帳簿価額）	千円	直前期末以前１年間における従業員数	人 〔従業員数の内訳〕 〔継続勤務従業員数〕〔継続勤務従業員以外の従業員の労働時間の合計時間数〕 （　人）＋（　時間）／1,800時間
	直前期末以前１年間の取引金額	千円		

㋓　直前期末以前１年間における従業員数に応ずる区分	70人以上の会社は、大会社（㋐及び㋑は不要） 70人未満の会社は、㋐及び㋑により判定

判定基準	㋐　直前期末の総資産価額（帳簿価額）及び直前期末以前１年間における従業員数に応ずる区分				㋑　直前期末以前１年間の取引金額に応ずる区分			会社規模とＬの割合（中会社）の区分	
	総資産価額（帳簿価額）			従業員数	取引金額				
	卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外		卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外		
	20億円以上	15億円以上	15億円以上	35人超	30億円以上	20億円以上	15億円以上	大会社	
	4億円以上20億円未満	5億円以上15億円未満	5億円以上15億円未満	35人超	7億円以上30億円未満	5億円以上20億円未満	4億円以上15億円未満	0．90	中会社
	2億円以上4億円未満	2億5,000万円以上5億円未満	2億5,000万円以上5億円未満	20人超35人以下	3億5,000万円以上7億円未満	2億5,000万円以上5億円未満	2億円以上4億円未満	0．75	
	7,000万円以上2億円未満	4,000万円以上2億5,000万円未満	5,000万円以上2億5,000万円未満	5人超20人以下	2億円以上3億5,000万円未満	6,000万円以上2億5,000万円未満	8,000万円以上2億円未満	0．60	
	7,000万円未満	4,000万円未満	5,000万円未満	5人以下	2億円未満	6,000万円未満	8,000万円未満	小会社	

・「会社規模とＬの割合（中会社）の区分」欄は、㋐欄の区分（「総資産価額（帳簿価額）」と「従業員数」とのいずれか下位の区分）と㋑欄（取引金額）の区分とのいずれか上位の区分により判定します。

判定	大会社	中会社			小会社
		Ｌの割合			
		0．90	0．75	0．60	

４．増（減）資の状況その他評価上の参考事項

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

H29改正内容（会社規模判定）

☑ 評価会社規模区分の見直し

改正前

従業員基準100人以上	大
従業員基準100人未満 a　総資産価額基準 b　従業員基準 → aとbのいずれか小さい方 c　取引高基準 → a・bの結果 と c との いずれか大きい方で 会社規模を決定	大 中 小

改正後

従業員基準**70**人以上	大
従業員基準**70**人未満 a　総資産価額基準 b　従業員基準 → aとbのいずれか小さい方 c　取引高基準 → a・bの結果 と c との いずれか大きい方で 会社規模を決定	大 中 小

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

H29改正内容（会社規模判定）

☑ 評価会社規模区分の見直し

改正前

直前期末の総資産価額（帳簿価額）及び直前期末以前1年間における従業員数に応ずる区分				直前期末以前1年間の取引金額に応ずる区分			会社規模とLの割合（中会社）の区分	
総資産価額（帳簿価額）			従業員数	取引金額				
卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外		卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外		
20億円以上	10億円以上	10億円以上	50人超	80億円以上	20億円以上	20億円以上	大会社	
14億円以上 20億円未満	7億円以上 10億円未満	7億円以上 10億円未満	50人超	50億円以上 80億円未満	12億円以上 20億円未満	14億円以上 20億円未満	0.90	中会社
7億円以上 14億円未満	4億円以上 7億円未満	4億円以上 7億円未満	30人超 50人以下	25億円以上 50億円未満	6億円以上 12億円未満	7億円以上 14億円未満	0.75	
7,000万円以上 7億円未満	4,000万円以上 4億円未満	5,000万円以上 4億円未満	5人超 30人以下	2億円以上 25億円未満	6,000万円以上 6億円未満	8,000万円以上 7億円未満	0.60	
7,000万円未満	4,000万円未満	5,000万円未満	5人以下	2億円未満	6,000万円未満	8,000万円未満	小会社	

いずれか下位

いずれか上位

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

H29改正内容（会社規模判定）

☑ 評価会社規模区分の見直し

改正後

直前期末の総資産価額（帳簿価額）及び直前期末以前1年間における従業員数に応ずる区分				直前期末以前1年間の取引金額に応ずる区分			会社規模とLの割合（中会社）の区分	
総資産価額（帳簿価額）			従業員数	取引金額				
卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外		卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外		
20億円以上	15億円以上	15億円以上	35人超	30億円以上	20億円以上	15億円以上	大会社	
4億円以上 20億円未満	5億円以上 15億円未満	5億円以上 15億円未満	35人超	7億円以上 30億円未満	5億円以上 20億円未満	4億円以上 15億円未満	0.90	中会社
2億円以上 4億円未満	2.5億円以上 5億円未満	2.5億円以上 5億円未満	20人超 35人以下	3.5億円以上 7億円未満	2.5億円以上 5億円未満	2億円以上 4億円未満	0.75	
7,000万円以上 2億円未満	4,000万円以上 2.5億円未満	5,000万円以上 2.5億円未満	5人超 20人以下	2億円以上 3.5億円未満	6,000万円以上 2.5億円未満	8,000万円以上 2億円未満	0.60	
7,000万円未満	4,000万円未満	5,000万円未満	5人以下	2億円未満	6,000万円未満	8,000万円未満	小会社	

いずれか下位

いずれか上位

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

２）会社規模判定（総資産額）（1表の2）

■総資産額（帳簿価額）

①税法上の帳簿価額ではなく**確定した決算における決算書の帳簿価額**をいう

→ 原則として、**直前期末**の貸借対照表の資産の部の合計金額がベース（**会計上の金額**）
第5表（純資産価額の計算）を仮決算で行った場合でも、直前期末を使用する！

⇒ 第4表におけるD（1株当たりの純資産価額）を求める場合は
「資本金等の額（別表5(1)）＋利益積立金（別表5(1)）」がベース

⇒ 第5表における1株当たり純資産価額を求める場合は
「相続税法により評価した資産 － 負債 － 資産評価益に対する法人税がベース

⇒ 第5表の帳簿価額は税法上の帳簿価額であるため注意が必要

②原則、法人税法上の別表5(1)は関係させない と理解する

③割引手形の取扱い

→ 課税上弊害がない限り、総資産額から控除する（∵確定決算を基礎とするため）

④減価償却費の償却不足額、不良資産、繰延税金資産は控除するか？

→ 総資産額からしないする（∵**確定決算を基礎とするため**）

→ 第5表（純資産価額の計算）では換金性で判断するため控除するが、1表の2では控除しない

⑤貸倒引当金は控除するか？

→ 控除せず総資産額に加算する

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

＋α　直前事業年度中の組織再編による影響

☑会社規模判定（総資産）
→　課税時期の直前事業年度中に合併をしている場合、課税上弊害がない限り、合併後の評価会社の直前期末における総資産価額（帳簿価額）により判断する（評基通1(3)、5、6）

Q1．合併後に課税時期がある場合、
3年間は類似を使用できず、純資産のみの適用か？
A1．実務上、以下の対応になると考えられる。
合併の前後で会社実態に変化がない場合に限り、類似の使用OK
→　合併法人と被合併法人が**合併前も同業種である**こと

Q2．合併にまつわるその他の論点は？
A2．賃貸関係の変化により、自用地評価になる
＋α　相互保有株式（会法308条1項）が解除され、議決権比率が変動し
ケースによっては、配当還元が使用できない少数株主が出現する可能性あり。

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

2）会社規模判定（従業員数）（1表の2）

■従業員

①節目の人数の時は慎重に計算する（5人、30人、50人、100人）→**（5人、20人、35人、70人）**

②直前期末以前1年間であり、直前期末時点の従業員ではない点に注意

③従業員の範囲は勤務形態のいかんを問わず、評価会社に使用される者で賃金を支払われる者をいい、通常平取締役といわれる役員以外の役員は含まない（換言すれば、平取締役は従業員に含める）

④出向者、派遣労働者は雇用関係や勤務実態により判定する（後述）

⑤従業員数の計算はミスしないようにしっかりと行う

→　継続勤務従業員、継続勤務従業員以外の従業員を区別して計算する

パート・アルバイトでも、下記要件を満たせば、こっちに入る

①直前期舞う以前1年間において、その期間継続して評価会社に勤務していた従業員

②就業規則等で定められた1週間当たりの労働時間が30時間未満ではない従業員

1年間の労働時間の合計時間数
従業員1人当たり年間平均労働時間数（1,800時間）

→　5.1人「5人超」、4.9人「5人以下」

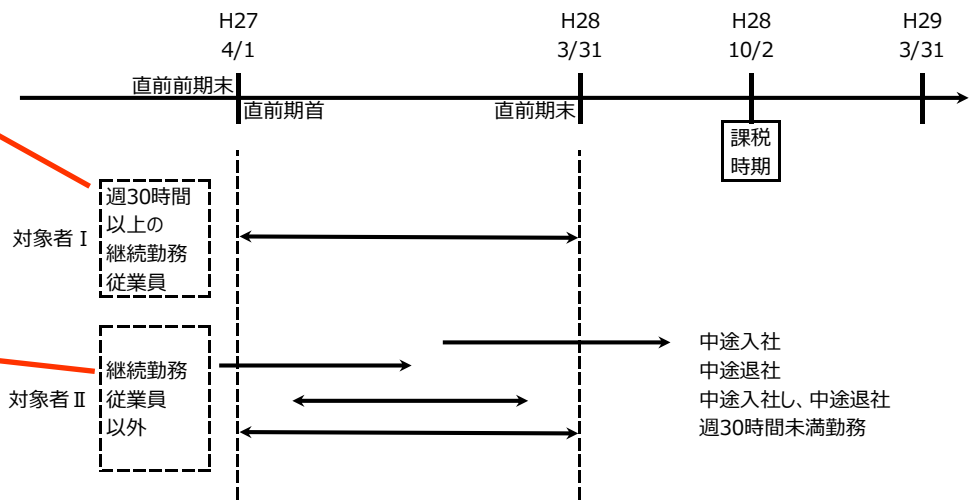

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

２）会社規模判定（従業員数）（1表の2）

国税庁HP：質疑応答事例「従業員の範囲」
（https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hyoka/06/02.htm）

☑ 出向中の者の扱いは？

従業員数基準でカウントする「従業員」 ：
原則、**評価会社との雇用契約**に基づき使用される個人で賃金を支払われる者

①出向元と雇用契約がある場合・出向元の従業員としてカウント
②出向元と雇用契約がない場合：出向先で雇用契約がある場合には出向先の従業員としてカウント

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

２）会社規模判定（従業員数）（1表の2）

税理士法人 レディング

国税庁HP：質疑応答事例「従業員の範囲」
（https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hyoka/06/02.htm）

☑派遣従業員があいる場合の扱いは？
（１）労働者派遣の対象となる者がある場合
→ 次のいずれかに該当する場合には、それぞれに応じた取扱い

①派遣される期間だけ雇用契約を締結する場合
通常は労働者派遣の対象となる者が**派遣元**事業所に登録されるのみで、派遣される期間に限り、派遣元事業所と登録者の間で雇用契約が締結され賃金が支払われる場合には、**派遣元**事業所の**「継続勤務従業員」以外の従業員**としてカウント

②派遣元との雇用契約に基づく従業員である場合
労働者派遣の対象となる者が派遣元事業所との雇用契約関係に基づく従業員であり、派遣の有無にかかわらず、派遣元事業所から支払われる場合には、**派遣元**事業所の**「継続勤務従業員」**としてカウント

（２）派遣労働者を受け入れている派遣先における取扱い
実質的に派遣先における従業員と認めても差し支えない場合には、受け入れた派遣労働者の勤務実態に応じて「継続勤務従業員」と「継続勤務従業員以外」とに区分した上で、**派遣先**会社の従業員としてカウント可。

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

2）会社規模判定（従業員数）（1表の2）

国税庁HP：質疑応答事例「従業員の範囲」
（https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hyoka/06/02.htm）

参考～派遣労働者の雇用関係等と従業員数基準の判定

イ 派遣元事業所

派遣元における派遣労働者の雇用関係等				派遣元事業所における従業員数基準の判定
派遣時以外の雇用関係	賃金の支払い	派遣時の雇用関係	賃金の支払い	
なし	なし	あり	あり	継続勤務従業員以外
あり	あり	あり	あり	継続勤務従業員

ロ 派遣先事業所
勤務実態に応じて判定します。

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

２）会社規模判定（取引金額）（1表の2）

☑損益計算書の売上高以外に、営業外収益などに事業に係る収入金額が計上されていないか
評基通達178(3)：
通常、損益計算書の売上高が該当する。
ただし、持株会社の場合は配当収入、不動産管理会社の場合は地代収入が営業外収益に計上されている可能性あり。

☑2以上の業種の売上高が含まれている場合
最も多い取引金額に係る**業種**によって判定
業種：「卸売業」「小売・サービス業」「卸売業、小売・サービス業以外」

■ポイント（業種判定）
①日本標準産業分類による分類（最新適用：H26.4.1）総務省統計局HP参照
②対比表への当てはめ「（別表）日本標準産業分類の分類項目と類似業種比準株価額計算上の業種目との対比表（平成29年分）」（平29･6･13資産評価企画官情報4・資産課税情報12）

☑兼業している場合（業種変更含む）
あくまでも「直前期末以前1年間の取引金額」での判定であり、「卸売業」「小売・サービス業」「卸売業、小売・サービス業以外」の取引金額に区分し、最も多い取引金額に係る業種区分で判定

⇒ まずは、会社へのヒアリングにより、売上高構成をしっかりと確認する必要あり
⇒ ここでミスを犯すと、その後の計算全体に響くことになる！

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

2）会社規模判定（取引金額）国税庁の対比表サンプル

（別表）日本標準産業分類の分類項目と類似業種比準価額計算上の業種目との対比表（平成29年分）

日本標準産業分類の分類項目	類似業種比準価額計算上の業種目		規模区分を判定する場合の業種
大分類 / 中分類 / 小分類	大分類 / 中分類 / 小分類	番号	
A 農業，林業	その他の産業	113	卸売業、小売・サービス業以外
01 農業			
011 耕種農業			
012 畜産農業			
013 農業サービス業（園芸サービス業を除く）			
014 園芸サービス業			
02 林業			
021 育林業			
022 素材生産業			
023 特用林産物生産業（きのこ類の栽培を除く）			
024 林業サービス業			
029 その他の林業			
B 漁業	その他の産業	113	卸売業、小売・サービス業以外
03 漁業（水産養殖業を除く）			
031 海面漁業			
032 内水面漁業			
04 水産養殖業			
041 海面養殖業			
042 内水面養殖業			
C 鉱業，採石業，砂利採取業	その他の産業	113	卸売業、小売・サービス業以外
05 鉱業，採石業，砂利採取業			
051 金属鉱業			
052 石炭・亜炭鉱業			
053 原油・天然ガス鉱業			
054 採石業，砂・砂利・玉石採取業			
055 窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る）			
059 その他の鉱業			
D 建設業	建設業	1	卸売業、小売・サービス業以外
06 総合工事業	総合工事業	2	
061 一般土木建築工事業	その他の総合工事業	4	
062 土木工事業（舗装工事業を除く）			
063 舗装工事業			
064 建築工事業（木造建築工事業を除く）	建築工事業（木造建築工事業を除く）	3	
065 木造建築工事業	その他の総合工事業	4	
066 建築リフォーム工事業			
07 職別工事業（設備工事業を除く）	職別工事業	5	
071 大工工事業			
072 とび・土工・コンクリート工事業			
073 鉄骨・鉄筋工事業			
074 石工・れんが・タイル・ブロック工事業			
075 左官工事業			
076 板金・金物工事業			
077 塗装工事業			
078 床・内装工事業			
079 その他の職別工事業			

日本標準産業分類の分類項目	類似業種比準価額計算上の業種目		規模区分を判定する場合の業種
大分類 / 中分類 / 小分類	大分類 / 中分類 / 小分類	番号	
（D 建設業）	（建設業）		
08 設備工事業	設備工事業	6	卸売業、小売・サービス業以外
081 電気工事業	電気工事業	7	
082 電気通信・信号装置工事業	電気通信・信号装置工事業	8	
083 管工事業（さく井工事業を除く）	その他の設備工事業	9	
084 機械器具設置工事業			
089 その他の設備工事業			
E 製造業	製造業	10	卸売業、小売・サービス業以外
09 食料品製造業	食料品製造業	11	
091 畜産食料品製造業	畜産食料品製造業	12	
092 水産食料品製造業	その他の食料品製造業	14	
093 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業			
094 調味料製造業			
095 糖類製造業			
096 精穀・製粉業			
097 パン・菓子製造業	パン・菓子製造業	13	
098 動植物油脂製造業	その他の食料品製造業	14	
099 その他の食料品製造業			
10 飲料・たばこ・飼料製造業	飲料・たばこ・飼料製造業	15	
101 清涼飲料製造業			
102 酒類製造業			
103 茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く）			
104 製氷業			
105 たばこ製造業			
106 飼料・有機質肥料製造業			
11 繊維工業	繊維工業	16	
111 製糸業，紡績業，化学繊維・ねん糸等製造業			
112 織物業			
113 ニット生地製造業			
114 染色整理業			
115 綱・網・レース・繊維粗製品製造業			
116 外衣・シャツ製造業（和式を除く）			
117 下着類製造業			
118 和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業			
119 その他の繊維製品製造業			
12 木材・木製品製造業（家具を除く）	その他の製造業	51	
121 製材業，木製品製造業			
122 造作材・合板・建築用組立材料製造業			
123 木製容器製造業（竹，とうを含む）			
129 その他の木製品製造業（竹，とうを含む）			
13 家具・装備品製造業	その他の製造業	51	
131 家具製造業			
132 宗教用具製造業			
133 建具製造業			
139 その他の家具・装備品製造業			

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

２）会社規模判定（取引金額）（1表の2）

☑事業年度を変更した場合の売上高の判定
→ 原則法：直前期末以前1年間の売上高の実額を計算
→ 按分法：直前期末以前12ヶ月以内の各決算期の売上高を月数按分して
直前期末以前12ヶ月分になるように計算

■原則法

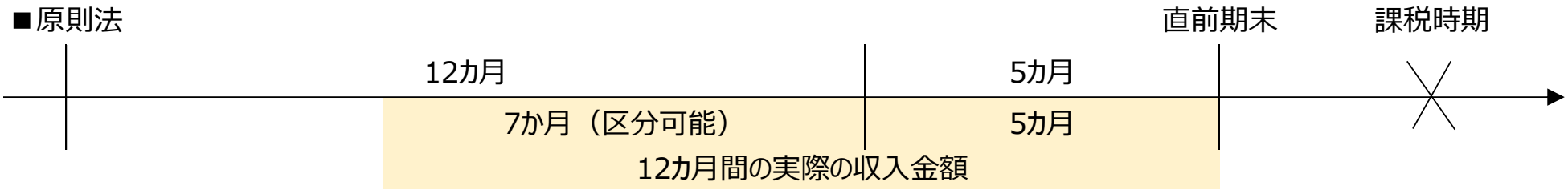

■按分法（例外）

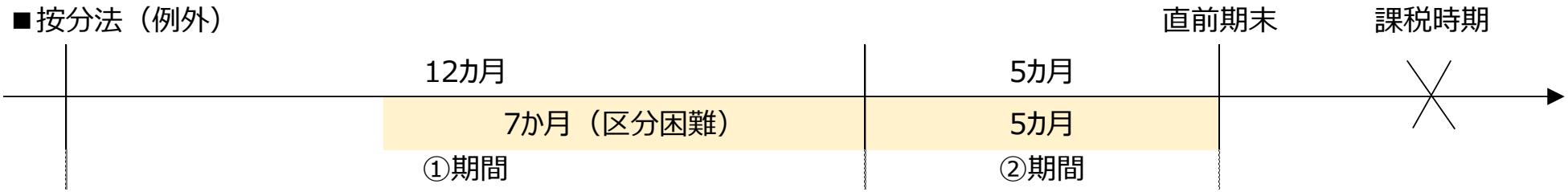

$$\frac{\text{①期間の収入金額}}{\text{12カ月}} \times \text{区分困難期間（上記では7カ月）} + \text{②期間の収入金額（上記では5カ月）}$$

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

＋α　直前事業年度中の組織再編による影響

☑会社規模判定（取引金額）
評価会社が課税時期の直前事業年度中に合併している場合、課税上弊害がない限り、被合併法人と合併法人の収入金額を合算（※下記参照）して、「直前期末以前1年間の取引金額」を算定する。

$$\text{被合併法人の最後事業年度の収入金額} \times \frac{\text{最後事業年度の期間のうちの合併法人の直前事業年度に対応する期間}}{\text{最後事業年度の期間}} + \text{合併法人の直前事業年度の収入金額}$$

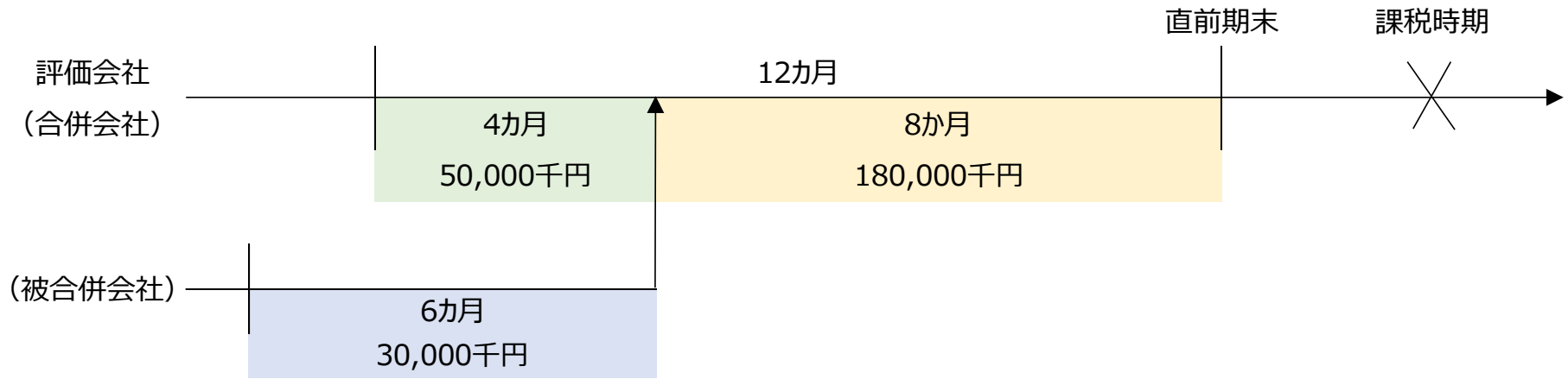

$$30{,}000\text{千円} \times \frac{4\text{カ月}}{6\text{カ月}} + 50{,}000\text{千円} + 180{,}000\text{千円} = \mathbf{250{,}000千円}$$

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

１表の２　参考事項（増減資があった場合等）

☑　直前期末以後における増減資がないか

課税時期の直前期末以後における増減資がある場合、参考事項欄にその旨を記載する

→　評価における影響項目①（純資産価額）
①仮決算を行う場合：5表に自動的に反映
②仮決算を行わない場合：5表に反映されない。
⇒　これに対し、増資による発行済株式数の増加を反映した上で
1株当たり純資産価額が計算される
⇒　課税上弊害がある場合、増資によって払い込まれた払込金額を加算して
純資産価額を計算して差し支えない
（直前期末の純資産＋増資払込金額）÷課税時期における発行済株式数（増資後）

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

１表の２　参考事項（増減資があった場合等）

☑　直前期末以後における増減資がないか

課税時期の直前期末以後における増減資がある場合、参考事項欄にその旨を記載する

→　評価における影響項目②（類似業種比準価額の修正）
　4表の最下部で比準価額の修正
　＋α　直前期末の翌日から課税時期までの間に配当金交付の効力が発生した後に修正

計算	１株当たりの比準価額	比準価額（㉒と㉕とのいずれか低い方）　円　0銭　× ④の金額　円 / 50円		㉖　円
比準価額の修正	直前期末の翌日から課税時期までの間に配当金交付の効力が発生した場合	比準価額（㉖）　円　－　１株当たりの配当金額　円　銭		修正比準価額 ㉗　円
	直前期末の翌日から課税時期までの間に株式の割当て等の効力が発生した場合	比準価額（㉖）（㉗があるときは㉗）（　円＋　割当株式１株当たりの払込金額　円　銭×　１株当たりの割当株式数　株）÷（１株＋　１株当たりの割当株式数又は交付株式数　株）		修正比準価額 ㉘　円

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

第2表

第２表　特定の評価会社の判定の明細書

会社名

（取引相場のない株式（出資）の評価明細書）

（平成三十年一月一日以降用）

1．比準要素数１の会社	判定要素																				
	(1)直前期末を基とした判定要素						(2)直前々期末を基とした判定要素						判定基準	(1)欄のいずれか２の判定要素が０であり、かつ、(2)欄のいずれか２以上の判定要素が０							
	第４表の Ⓑ₁の金額	第４表の Ⓒ₁の金額		第４表の Ⓓ₁の金額			第４表の Ⓑ₂の金額		第４表の Ⓒ₂の金額		第４表の Ⓓ₂の金額			である（該当）　・　でない（非該当）							
	円	銭 0	円		円		円	銭 0		円		円	判定	該　当			非該当				
2．株式等保有特定会社	判定要素																				
	総資産価額（第５表の①の金額）			株式等の価額の合計額（第５表の㋑の金額）			株式等保有割合（②／①）						判定基準	③の割合が50%以上である			③の割合が50%未満である				
	①　　千円			②　　千円			③　　%						判定	該　当			非該当				
3．土地保有特定会社	判定要素																				
	総資産価額（第５表の①の金額）			土地等の価額の合計額（第５表の㋺の金額）			土地保有割合（⑤／④）			会社の規模の判定（該当する文字を○で囲んで表示します。）											
	④　　千円			⑤　　千円			⑥　　%			大会社・中会社・小会社											
	判定基準	会社の規模	大会社		中会社		小会社（総資産価額（帳簿価額）が次の基準に該当する会社）														
							・卸売業 20億円以上 ・小売・サービス業 15億円以上 ・上記以外の業種 15億円以上				・卸売業 7,000万円以上20億円未満 ・小売・サービス業 4,000万円以上15億円未満 ・上記以外の業種 5,000万円以上15億円未満										
		⑥の割合	70%以上	70%未満	90%以上	90%未満	70%以上	70%未満	90%以上	90%未満											
	判定		該当	非該当	該当	非該当	該当	非該当	該当	非該当											
4．開業後３年未満の会社等	(1) 開業後３年未満の会社	判定要素					判定基準	課税時期において開業後３年未満である			課税時期において開業後３年未満でない										
		開業年月日	年　月　日				判定	該　当			非該当										
	(2) 比準要素数０の会社	判定要素	直前期末を基とした判定要素										判定基準	直前期末を基とした判定要素がいずれも０							
			第４表の Ⓑ₃の金額		第４表の Ⓒ₃の金額		第４表の Ⓓ₃の金額							である（該当）　・　でない（非該当）							
			円	銭 0	円		円						判定	該　当			非該当				
5．開業前又は休業中の会社	開業前の会社の判定				休業中の会社の判定				6．清算中の会社				判定								
	該当		非該当		該当		非該当		該当				非該当								
7．特定の評価会社の判定結果	１．比準要素数１の会社　　２．株式等保有特定会社 ３．土地保有特定会社　　４．開業後３年未満の会社等 ５．開業前又は休業中の会社　　６．清算中の会社 （該当する番号を○で囲んでください。なお、上記の「１．比準要素数１の会社」欄から「６．清算中の会社」欄の判定において２以上に該当する場合には、後の番号の判定によります。）																				

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

特定の評価会社株式

区　分				評価方式
取引相場のない株式	一般の評価会社の株式	原則的評価方式	大会社	類似業種比準方式（純資産価額方式も可）
			中会社	類似業種比準方式と純資産価額方式との併用方式（純資産価額方式も可）
			小会社	類似業種比準方式と純資産価額方式との併用方式（純資産価額方式も可）
		特例的評価方式		配当還元方式（原則的評価方式も選択可）
	特定の評価会社の株式	原則的評価方式	比準要素数1（2要素0）の会社	純資産価額方式（類似業種比準方式と純資産価額方式との併用方式も選択可）
			株式保有特定会社	純資産価額方式（S1＋S2方式も可）
			土地保有特定会社	純資産価額方式
			開業後3年未満の会社又は比準要素数0（3要素0）の会社	純資産価額方式
			開業前・休業中の会社	純資産価額方式（議決権割合が50%以下でも80%評価は不可）
			清算中の会社	清算分配見込額の複利現価による方式 ※1
		特例的評価方式		配当還元方式（原則的評価方式も選択可）　※2

※1　分配を行わず長期間清算中の会社については、純資産価額方式で評価しても差し支えない。
※2　開業前・休業中の会社及び清算中の会社については、配当還元方式の適用不可。

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

特定の評価会社株式

区分	該当会社
資産の保有状況 2つ	2. 株式保有特定会社 3. 土地保有特定会社
営業の状態等 5つ 「等」に注意	1. 比準要素数1の会社 4. 開業後3年未満等の会社 「等」：比準要素数0の会社 5. 開業前又は休業中の会社 6. 清算中の会社

■考え方
資産の保有状況、営業の状態等が一般の会社と異なるため、
一般の評価会社の株式とは区別して別個に評価方式が定められている。

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

２表の注意事項

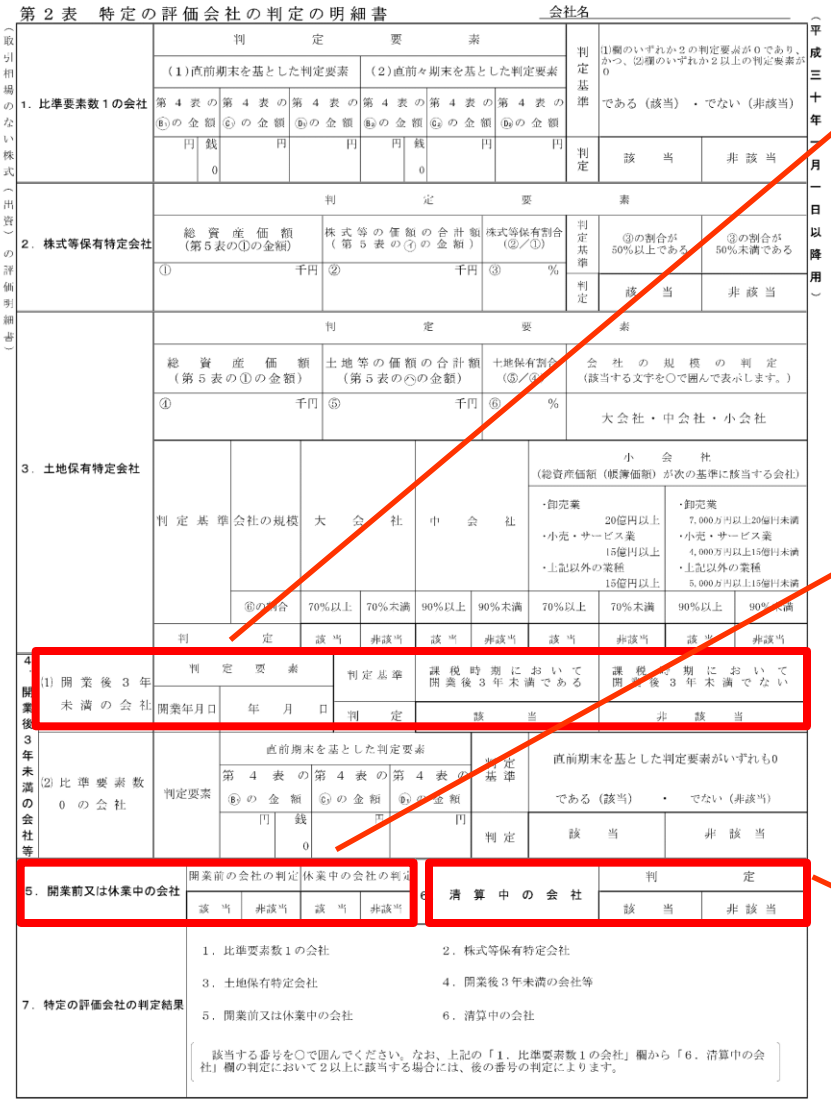

第２表　特定の評価会社の判定の明細書　　会社名

（取引相場のない株式（出資）の評価明細書）　（平成三十年一月一日以降用）

1．比準要素数１の会社	判定要素									判定基準	(1)欄のいずれか２の判定要素が０であり、かつ、(2)欄のいずれか２以上の判定要素が０である（該当）・でない（非該当）				
	(1)直前期末を基とした判定要素			(2)直前々期末を基とした判定要素											
	第４表の(Ⓑ)の金額	第４表の(Ⓒ)の金額	第４表の(Ⓓ)の金額	第４表の(Ⓑ)の金額	第４表の(Ⓒ)の金額	第４表の(Ⓓ)の金額									
	円	銭 0	円	円	円	銭 0	円	円		判定	該当	非該当			
2．株式等保有特定会社	判定要素														
	総資産価額（第５表の①の金額）		株式等の価額の合計額（第５表の㋑の金額）		株式等保有割合（②／①）					判定基準	③の割合が50%以上である	③の割合が50%未満である			
	①	千円	②	千円	③	%				判定	該当	非該当			
3．土地保有特定会社	判定要素														
	総資産価額（第５表の①の金額）		土地等の価額の合計額（第５表の㋩の金額）		土地保有割合（⑤／④）					会社の規模の判定（該当する文字を○で囲んで表示します。）					
	④	千円	⑤	千円	⑥	%				大会社・中会社・小会社					
	判定基準	会社の規模	大会社		中会社		小会社（総資産価額（帳簿価額）が次の基準に該当する会社）								
							・卸売業 20億円以上 ・小売・サービス業 15億円以上 ・上記以外の業種 15億円以上			・卸売業 7,000万円以上20億円未満 ・小売・サービス業 4,000万円以上15億円未満 ・上記以外の業種 5,000万円以上15億円未満					
		⑥の割合	70%以上	70%未満	90%以上	90%未満	70%以上	70%未満		90%以上	90%未満				
	判定		該当	非該当	該当	非該当	該当	非該当		該当	非該当				
4．開業後３年未満の会社等	(1)開業後３年未満の会社	判定要素			判定基準	課税時期において開業後３年未満である				課税時期において開業後３年未満でない					
		開業年月日	年	月	日	判定	該当			非該当					
	(2)比準要素数０の会社	判定要素	直前期末を基とした判定要素							判定基準	直前期末を基とした判定要素がいずれも０である（該当）・でない（非該当）				
			第４表の(Ⓑ)の金額	第４表の(Ⓒ)の金額	第４表の(Ⓓ)の金額										
			円	銭 0	円	円				判定	該当	非該当			
5．開業前又は休業中の会社	開業前の会社の判定			休業中の会社の判定											
	該当		非該当	該当		非該当									
6．清算中の会社	判定														
	該当		非該当												
7．特定の評価会社の判定結果	１．比準要素数１の会社					２．株式等保有特定会社									
	３．土地保有特定会社					４．開業後３年未満の会社等									
	５．開業前又は休業中の会社					６．清算中の会社									
	該当する番号を○で囲んでください。なお、上記の「１．比準要素数１の会社」欄から「６．清算中の会社」欄の判定において２以上に該当する場合には、後の番号の判定によります。														

■開業後3年未満の会社
1．**課税時期**において開業後3年未満は純資産価額
2．設立ではなく、あくまで「開業」（実態判断）
3．開業前も純資産価額

■開業前又は休業中の会社
1．課税時期において「休業中」の場合は純資産価額
2．「休業中」の判断は、課税時期において相当期間休業中

■清算中の会社
1．解散登記及び清算人の登記を入れてからは、純資産価額ではなく
　分配見込金×複利現価　となる
2．長期清算中の会社は、純資産価額

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

特定の評価会社株式（開業後3年未満）

☑ **開業後3年未満の会社等（評通189(4)）**
意義：①開業後3年未満の会社、②いわゆる比準要素数0（ゼロ）の会社

■評価方法（同族株主等の議決権保有割合50%超を前提）
原則：純資産価額

■留意点
①開業後3年とは？
→ 課税時期から遡って3年以内に開業しているか否か
→ 「開業」と「設立登記」とは同意義ではない（「設立」後に「開業」する）

②比準要素0（ゼロ）の判定
→ **直前期末基準のみ**で判定したＢＣＤの3つ全てが0（ゼロ）
→ 直前々期のデータは使わないで判定（比準要素数1の場合との違いに注意）

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

特定の評価会社株式（開業前又は休業中、清算中）

☑ **開業前または休業中の会社（評通189(5)）**
意義：①開業前：会社設立後未開業、
　　②休業中：課税時期の前後において休業中、その後近々再開するものは除外

■評価方法
　全て：純資産価額（80%なし、少数株主等の配当還元なし）

■留意点
①休業中の判定に注意

②特に**含み**益や内部留保の多い会社が休業（再開予定のある短期間の休業は除外）には注意
→　持株比率に関係なく全て純資産価額になる
→　少数株主（30%未満や50%以下）であっても配当還元価額にならない

☑ **清算中の会社（評通189(6)）**
意義：清算中：解散決議後、清算結了前の会社

■評価方法
　原則：清算分配見込金額
　実務：純資産価額によること可（質疑）

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

特定の評価会社株式（比準要素数１の会社）

第２表　特定の評価会社の判定の明細書　　会社名

（取引相場のない株式（

	判定要素								判定基準		
	（1）直前期末を基とした判定要素				（2）直前々期末を基とした判定要素					⑴欄のいずれか２の判定要素が０であり、かつ、⑵欄のいずれか２以上の判定要素が０ である（該当）　・でない（非該当）	
1．比準要素数１の会社	第４表の Ⓑ1 の金額		第４表の Ⓒ1 の金額	第４表の Ⓓ1 の金額	第４表の Ⓑ2 の金額		第４表の Ⓒ2 の金額	第４表の Ⓓ2 の金額	判定	該　当	非該当
	円	銭 0	円	円	円	銭 0	円	円			

（平成三十年一月一

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

特定の評価会社株式（比準要素数１の会社）

税理士法人 レディング

☑ **比準要素数1の会社（評通189(1)）**

意義：直前期末の比準3要素（B,C,D）のうち、いずれか2つがゼロ(0)であり、かつ、直前々期末の比準3要素のうち、いずれか2つ以上（2つ又は3つ）がゼロ(0)である会社

直前期		
配当	利益	純資産
B1	C1	D1
+	0	0
0	+	0
0	0	+

2/3 が 0（ゼロ）

かつ

直前々期		
配当	利益	純資産
B2	C2	D2
+	0	0
0	+	0
0	0	+
0	0	0

2/3 又は 3/3 が 0（ゼロ）

B：1株当たりの配当金額

→ 2期平均

C：1株当たりの利益金額

→ 単年度 or 2期平均のうち有利選択

D：1株当たりの純資産額

→ 単年度のみ（2期平均なし）

原則： 相続税評価ベースの純資産価額

特例： 類似業種比準価額×0.25 ＋ 純資産価額×0.75

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

特定の評価会社株式（比準要素数１の会社）

税理士法人 レディング

☑ **比準要素数1の会社（評通189(1)）**

■留意点
①赤字・無配になり、その原因が偶発的損失である場合
→ 「偶発的」を理由に赤字・無配を変更不可

②判定の際、端数切捨処理
→ 各判定金額が少額のため、評価明細書記載金額は表示単位未満の端数がある場合
その端数は切捨てて記載する（切上げ処理なし）

③「配当」を使って比準要素数1を回避する場合の注意点
→ 1)3年に一度、1株50円当たり2円以上の配当を実施
∵2期平均より、1株1円配当では端数切捨ての無配扱いになるため
2)3年のうち少なくとも2年は連続して1株50円当たり1円以上の配当を実施
→ 経済的合理性をもつことも必要

④被害が大きくなる会社例
→ 過去業績がよく、含み益がある会社（内部留保が大きい会社）で、
現在、業績面で苦戦しているため、赤字・無配となっている会社
→ 含み益の実現のよる黒字化、別途積立金取崩しによる配当実施

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

特定の評価会社株式（株式保有特定会社）

2．株式等保有特定会社	判定要素						
	総資産価額（第５表の①の金額）	株式等の価額の合計額（第５表の㋑の金額）	株式等保有割合（②／①）	判定基準	③の割合が50%以上である	③の割合が50%未満である	
	①　千円	②　千円	③　%	判定	該当	非該当	

☑ 仮決算を行っているか？

☑ 割合は、1%未満の端数を切り捨てて記載（49.9%→49%、50.1%→50%）

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

特定の評価会社株式（株式保有特定会社）

☑ **株式保有特定会社（評通189(2)）**
意義：以下参照（キーワード：株式等が50%以上）

会社規模	判定基準
大会社	株式等の価額(相続税評価価額) / 総資産価額(相続税評価価額) ≧ 50%
中会社	株式等の価額(相続税評価価額) / 総資産価額(相続税評価価額) ≧ 50%
小会社	

※平成25年5月27日、国税庁より「財産評価基本通達」の一部改正が公表され、
大会社におきましても判定基準が25%から50%に引き上げられました。

■そもそも株式等とは？
→ 所有目的又は所有期間のいかんにかかわらず
評価会社が有する株式の全て　及び
評価会社の法人に対する出資の全て
→ 国税庁（質疑応答事例）が発表している「判定の基礎となる「株式及び出資」の範囲」は以下のとおり
該当するもの：①証券会社が保有する商品としての株式、②外国株式、
③株式制のゴルフ会員権、④特定金銭信託
該当しないもの：①匿名組合の出資、②証券投資信託の受益証券
→ Ｊリート（不動産投資信託）も含まれると推測（∵評通213の存在）

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

特定の評価会社株式（株式保有特定会社）

☑ **株式保有特定会社（評通189(2)）**

■評価方法（同族株主等の議決権保有割合50%超を前提）
原則：純資産価額
特例：S1+S2方式

■留意点

①株式保有割合の減らし方
→ 分子（株式等）を減らす or 分母（総資産：相続税評価額ベース）を増やす

②株式等の範囲に注意する（思ったよりも広いという感覚）
→ 特に「持株会社」となっている場合には子会社株式評価額のモニタリングが必須

③株式保有特定会社を免れる為に**課税時期前**において合理的理由もなく資産構成を変動した場合
→ その変動はなかったものとする通達あり（評通189なお書）**課税時期3年前と定めていない！**
→ 課税庁へ説明可能な合理的理由が必須

④上場株式に急激な値上がりがある場合には注意が必要

⑤大会社の保有割合の変更に伴う更正請求（減額更正）
→ 平成25年2月28日東京高裁判決に伴い平成25年5月27日改正が行われた。
→ この改正を知った日から2ヶ月以内（法定申告期限等から5年以内の相続税、6年以内の贈与）
→ 具体的には、相続税（平成19年7月27日以降の相続）贈与税（平成19年1月1日以降の贈与）

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

特定の評価会社株式（土地保有特定会社）

	判定要素									
	総資産価額（第５表の①の金額）		土地等の価額の合計額（第５表の㋑の金額）		土地保有割合（⑤／④）		会社の規模の判定（該当する文字を○で囲んで表示します。）			
	④　千円		⑤　千円		⑥　％		大会社・中会社・小会社			
３．土地保有特定会社	判定基準	会社の規模	大会社		中会社		小会社（総資産価額（帳簿価額）が次の基準に該当する会社）			
							・卸売業 20億円以上 ・小売・サービス業 15億円以上 ・上記以外の業種 15億円以上		・卸売業 7,000万円以上20億円未満 ・小売・サービス業 4,000万円以上15億円未満 ・上記以外の業種 5,000万円以上15億円未満	
		⑥の割合	70％以上	70％未満	90％以上	90％未満	70％以上	70％未満	90％以上	90％未満
	判定		該当	非該当	該当	非該当	該当	非該当	該当	非該当

☑ 仮決算を行っているか？

☑ 割合は、1%未満の端数を切り捨てて記載（69.9%→69%、70.1%→70%）

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

特定の評価会社株式（土地保有特定会社）

☑ **土地保有特定会社（評通189(3)）**
意義：土地等の総資産額に占める割合が大会社70%以上、中会社90%以上
　　小会社（総資産価額基準　大会社並：70%以上、中会社並：90%以上）

■評価方法（同族株主等の議決権保有割合50%超を前提）
　原則：純資産価額

■留意点
①土地保有割合の減らし方
→　分子（土地等）を減らす　or　分母（総資産：相続税評価額ベース）を増やす

②土地等の範囲に注意
→　所有目的や所有期間のいかんをとわず、評価会社が所有する全ての土地等
→　地上権、借地権、棚卸資産等の土地等も含まれる（不動産業者は注意）

③土地保有特定会社を免れる為に**課税時期前**において合理的理由もなく資産構成を変動した場合
→　その変動はなかったものとする通達あり（評通189なお書）**課税時期3年前と定めていない！**
→　課税庁へ説明可能な合理的理由が必須
→　課税時期前の大きな借入による資産構成の変動などは注意

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

第3表

第3表　一般の評価会社の株式及び株式に関する権利の価額の計算明細書

会社名

（取引相場のない株式（出資）の評価明細書）　（平成三十年一月一日以降用）

1．原則的評価方式による価額

1株当たりの価額の計算の基となる金額	類似業種比準価額（第4表の㉙、㉛又は㉝の金額） ① 円	1株当たりの純資産価額（第5表の⑪の金額） ② 円	1株当たりの純資産価額の80%相当額（第5表の㉑の記載がある場合のその金額） ③ 円

1株当たりの価額の計算 区分	1株当たりの価額の算定方法	1株当たりの価額
大会社の株式の価額	①の金額と②の金額とのいずれか低い方の金額 （②の記載がないときは①の金額）	④ 円
中会社の株式の価額	①と②とのいずれか低い方の金額 (円×0.) ＋ Lの割合 (円×(1－0.)) ②の金額（③の金額があるときは③の金額） Lの割合	⑤ 円
小会社の株式の価額	②の金額（③の金額があるときは③の金額）と次の算式によって計算した金額とのいずれか低い方の金額 ①の金額 (円×0.50) ＋ ②の金額（③の金額があるときは③の金額） (円×0.50) ＝ 円	⑥ 円

株式の価額の修正			
課税時期において配当期待権の発生している場合	株式の価額（④、⑤又は⑥） 円－ 1株当たりの配当金額 円 銭	修正後の株式の価額 ⑦ 円	
課税時期において株式の割当てを受ける権利、株主となる権利又は株式無償交付期待権の発生している場合	株式の価額（④、⑤又は⑥⑦があるときは⑦） (円－ 割当株式1株当たりの払込金額 円× 1株当たりの割当株式数 株)÷(1株＋ 1株当たりの割当株式数又は交付株式数 株)	修正後の株式の価額 ⑧ 円	

2．配当還元方式による価額

1株当たりの資本金等の額、発行済株式数等	直前期末の資本金等の額	直前期末の発行済株式数	直前期末の自己株式数	1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数（⑨÷50円）	1株当たりの資本金等の額（⑨÷(⑩－⑪)）
	⑨ 千円	⑩ 株	⑪ 株	⑫ 株	⑬ 円

直前期末以前2年間の配当金額 事業年度	⑭ 年配当金額	⑮ 左のうち非経常的な配当金額	⑯ 差引経常的な年配当金額（⑭－⑮）	年平均配当金額
直前期	千円	千円	㋐ 千円	⑰（㋐＋㋑）÷2 千円
直前々期	千円	千円	㋑ 千円	

1株（50円）当たりの年配当金額	年平均配当金額（⑰） 千円 ÷ ⑫の株式数 株 ＝ ⑱ 円 銭		この金額が2円50銭未満の場合は2円50銭とします。
配当還元価額	⑱の金額 円 銭 / 10% × ⑬の金額 円 / 50円 ＝ ⑲ 円	⑳ 円	⑲の金額が、原則的評価方式により計算した価額を超える場合には、原則的評価方式により計算した価額とします。

3．株式に関する権利の価額（1．及び2．に共通）

配当期待権	1株当たりの予想配当金額（ 円 銭）－源泉徴収されるべき所得税相当額（ 円 銭）	㉑ 円 銭	
株式の割当てを受ける権利（割当株式1株当たりの価額）	⑧（配当還元方式の場合は⑳）の金額 円－ 割当株式1株当たりの払込金額 円	㉒ 円	
株主となる権利（割当株式1株当たりの価額）	⑧（配当還元方式の場合は⑳）の金額（課税時期後にその株主となる権利につき払い込むべき金額があるときは、その金額を控除した金額）	㉓ 円	
株式無償交付期待権（交付される株式1株当たりの価額）	⑧（配当還元方式の場合は⑳）の金額	㉔ 円	

4．株式及び株式に関する権利の価額（1．及び2．に共通）

株式の評価額	円
株式に関する権利の評価額	円（円 銭）

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

特例的評価方式の評価

区　分				評価方式
取引相場のない株式	一般の評価会社の株式	原則的評価方式	大会社	類似業種比準方式（純資産価額方式も可）
			中会社	類似業種比準方式と純資産価額方式との併用方式（純資産価額方式も可）
			小会社	類似業種比準方式と純資産価額方式との併用方式（純資産価額方式も可）
		特例的評価方式		配当還元方式（原則的評価方式も選択可）
	特定の評価会社の株式	原則的評価方式	比準要素数1（2要素0）の会社	純資産価額方式（類似業種比準方式と純資産価額方式との併用方式も選択可）
			株式保有特定会社	純資産価額方式（S1＋S2方式も可）
			土地保有特定会社	純資産価額方式
			開業後3年未満の会社又は比準要素数0（3要素0）の会社	純資産価額方式
			開業前・休業中の会社	純資産価額方式（議決権割合が50%以下でも80%評価は不可）
			清算中の会社	清算分配見込額の複利現価による方式 ※1
		特例的評価方式		配当還元方式（原則的評価方式も選択可）　※2

※1　分配を行わず長期間清算中の会社については、純資産価額方式で評価しても差し支えない。
※2　開業前・休業中の会社及び清算中の会社については、配当還元方式の適用不可。

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

特例的評価方式（配当還元法方式）

2．配当還元方式による価額	1株当たりの資本金等の額、発行済株式数等	直前期末の資本金等の額	直前期末の発行済株式数	直前期末の自己株式数	1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数（⑨÷50円）	1株当たりの資本金等の額（⑨÷（⑩－⑪）））
		⑨ 千円	⑩ 株	⑪ 株	⑫ 株	⑬ 円

直前の期末以前2年間の配当金額	事業年度	⑭ 年配当金額	⑮ 左のうち非経常的な配当金額	⑯ 差引経常的な年配当金額（⑭－⑮）	年平均配当金額
	直前期	千円	千円	㋑ 千円	⑰（㋑＋㋺）÷2 千円
	直前々期	千円	千円	㋺ 千円	

1株（50円）当たりの年配当金額	年平均配当金額（⑰） 千円 ÷ ⑫の株式数 株 ＝ ⑱ 円 銭	この金額が2円50銭未満の場合は2円50銭とします。
配当還元価額	⑱の金額 円 銭 / 10% × ⑬の金額 円 / 50円 ＝ ⑲ 円	⑳ 円 ⑲の金額が、原則的評価方式により計算した価額を超える場合には、原則的評価方式により計算した価額とします。

☑ 課税時期ベースではなく、直前期末ベース

☑ 資本金ではなく、資本金等（法人税申告書別表五（一）Ⅱ ベース）
→ マイナスの場合であってもマイナス表記のまま記載（∵計算結果はプラスになる）

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

特例的評価方式の評価（評通188-2）

税理士法人 レディング

$$\text{1株当たり配当還元価額} = \frac{\text{その株式に係る1株（50円）当たりの年平均配当金額（A）}}{10\%} \times \frac{\text{その1株式の1株当たりの資本金等の額}}{50\text{円}}$$

$$A = \frac{\text{直前期末以前2年間の配当金額合計} \div 2}{\text{直前期末の資本金等の額} \div 50\text{円}}$$

Aの金額は、銭未満切捨て。

但し、Aの金額が2円50銭未満の場合は、2円50銭とする。

■ポイント

① 年配当金額は直前期末以前2年間の平均であること
② 配当金額の中には、特別配当、記念配当等の非経常的な配当は含めないこと
③ 余剰金の配当のうち資本金等の額の減少によるものを除くこと
④ 1株当たりの資本金等の額を50円に換算したときの1株当たり配当金額が2円50銭未満になったもの、又は無配のものについては2円50銭とすること
⑤ 各事業年度中に配当金交付の効力が発生したか否か（株主総会決議で判断。Not現金支給）
⑥ 課税時期までに効力発生日が到来する配当であっても直前期末以前2年間に効力発生日が到来していないものは計算対象外

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

特例的評価方式（株式評価の修正）

第3表　一般の評価会社の株式及び株式に関する権利の価額の計算明細書　会社名

（取引相場のない株式（出資）の評価明細書）　（平成三十年一月一日以降用）

1．原則的評価方式による価額			
1株当たりの価額の計算の基となる金額	類似業種比準価額（第4表の㉖、㉗又は㉘の金額）① 円	1株当たりの純資産価額（第5表の⑪の金額）② 円	1株当たりの純資産価額の80%相当額（第5表の⑫の記載がある場合のその金額）③ 円

1株当たりの価額の計算 区分	1株当たりの価額の算定方法	1株当たりの価額
大会社の株式の価額	①の金額と②の金額とのいずれか低い方の金額（②の記載がないときは①の金額）	④ 円
中会社の株式の価額	①と②とのいずれか低い方の金額 Lの割合 (円×0.) + ②の金額（③の金額があるときは③の金額） Lの割合 (円 × (1−0.))	⑤ 円
小会社の株式の価額	②の金額（③の金額があるときは③の金額）と次の算式によって計算した金額とのいずれか低い方の金額 ①の金額 (円×0.50) + ②の金額（③の金額があるときは③の金額） (円×0.50) = 円	⑥ 円
株式の価額の修正 課税時期において配当期待権の発生している場合	株式の価額（④、⑤又は⑥） 1株当たりの配当金額 円− 円 銭	修正後の株式の価額 ⑦ 円
株式の価額の修正 課税時期において株式の割当てを受ける権利、株主となる権利又は株式無償交付期待権の発生している場合	株式の価額（④、⑤又は⑥(⑦があるときは⑦)） 割当株式1株当たりの払込金額 1株当たりの割当株式数 1株当たりの割当株式数又は交付株式数 (円+ 円× 株)÷(1株+ 株)	修正後の株式の価額 ⑧ 円

3．株式に関する権利の価額（1.及び2.に共通）			
配当期待権	1株当たりの予想配当金額 (円 銭)−源泉徴収されるべき所得税相当額 (円 銭)	㉑ 円 銭	4．株式及び株式に関する権利の価額（1.及び2.に共通）
株式の割当てを受ける権利（割当株式1株当たりの価額）	⑧（配当還元方式の場合は⑳）の金額 割当株式1株当たりの払込金額 円− 円	㉒ 円	株式の評価額 円
株主となる権利（割当株式1株当たりの価額）	⑧（配当還元方式の場合は⑳）の金額（課税時期後にその株主となる権利につき払い込むべき金額があるときは、その金額を控除した金額）	㉓ 円	株式に関する権利の評価額 円（円 銭）
株式無償交付期待権（交付される株式1株当たりの価額）	⑧（配当還元方式の場合は⑳）の金額	㉔ 円	

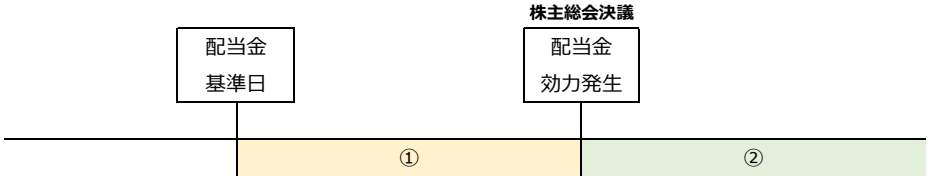

	課税時期①	課税時期②
類似業種比準価額の修正	修正必要	修正必要
純資産価額の修正	修正必要	修正不要（∵課税時期現在での計算）
修正箇所	第3表	第4表
関連する評基通	評基通187	評基通184

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

第4表

第４表　類似業種比準価額等の計算明細書

会社名

（取引相場のない株式（出資）の評価明細書）

（平成三十年一月一日以降用）

1．1株当たりの資本金等の額の計算	直前期末の資本金等の額	直前期末の発行済株式数	直前期末の自己株式数	1株当たりの資本金等の額（①÷（②－③））	1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数（①÷50円）
	① 千円	② 株	③ 株	④ 円	⑤ 株

2．比準要素等の金額の計算

1株(50円)当たりの年配当金額

事業年度	⑥ 年配当金額	⑦ 左のうち非経常的な配当金額	⑧ 差引経常的な年配当金額（⑥－⑦）	年平均配当金額
直前期	千円	千円	㋐ 千円	⑨（㋐＋㋑）÷2 千円
直前々期	千円	千円	㋑ 千円	
直前々期の前期	千円	千円	㋒ 千円	⑩（㋑＋㋒）÷2 千円

比準要素数1の会社・比準要素数0の会社の判定要素の金額		
⑨／⑤	⑧ 円	銭 0
⑩／⑤	⑩ 円	銭 0

1株(50円)当たりの年配当金額（⑧または⑩の金額）　⑧ 円 銭

1株(50円)当たりの年利益金額

事業年度	⑪ 法人税の課税所得金額	⑫ 非経常的な利益金額	⑬ 受取配当等の益金不算入額	⑭ 左の所得税額	⑮ 損金算入した繰越欠損金の控除額	⑯ 差引利益金額（⑪－⑫－⑬－⑭＋⑮）
直前期	千円	千円	千円	千円	千円	㋓ 千円
直前々期	千円	千円	千円	千円	千円	㋔ 千円
直前々期の前期	千円	千円	千円	千円	千円	㋕ 千円

比準要素数1の会社・比準要素数0の会社の判定要素の金額	
㋓／⑤ 又は（㋓＋㋔）÷2／⑤	㋓ 円
㋔／⑤ 又は（㋔＋㋕）÷2／⑤	㋔ 円

1株(50円)当たりの年利益金額（㋓／⑤ 又は（㋓＋㋔）÷2／⑤ の金額）　㋓ 円

1株(50円)当たりの純資産価額

事業年度	⑰ 資本金等の額	⑱ 利益積立金額	⑲ 純資産価額（⑰＋⑱）
直前期	千円	千円	㋖ 千円
直前々期	千円	千円	㋗ 千円

比準要素数1の会社・比準要素数0の会社の判定要素の金額	
㋖／⑤	㋖ 円
㋗／⑤	㋗ 円

1株(50円)当たりの純資産価額（㋖の金額）　㋖ 円

3．類似業種比準価額の計算

1株(50円)当たりの比準価額の計算

類似業種と業種目番号		(No.　)	
類似業種の株価	課税時期の属する月	月	㋐ 円
	課税時期の属する月の前月	月	㋑ 円
	課税時期の属する月の前々月	月	㋒ 円
	前年平均株価		㋓ 円
	課税時期の属する月以前2年間の平均株価		㋔ 円
	A（㋐、㋑、㋒、㋓及び㋔のうち最も低いもの）		㋕ 円

類似業種と業種目番号		(No.　)	
類似業種の株価	課税時期の属する月	月	㋖ 円
	課税時期の属する月の前月	月	㋗ 円
	課税時期の属する月の前々月	月	㋘ 円
	前年平均株価		㋙ 円
	課税時期の属する月以前2年間の平均株価		㋚ 円
	A（㋖、㋗、㋘、㋙及び㋚のうち最も低いもの）		㋛ 円

比準割合の計算

区分	1株(50円)当たりの年配当金額	1株(50円)当たりの年利益金額	1株(50円)当たりの純資産価額	1株(50円)当たりの比準価額
評価会社	⑧ 円 銭 0	㋓ 円	㋖ 円	※ ㉕×㉑×0.7
類似業種	B 円 銭 0	C 円	D 円	※ 中会社は0.6 小会社は0.5 とします。
要素別比準割合	⑧／B .	㋓／C .	㋖／D .	
比準割合	（⑧／B＋㋓／C＋㋖／D）／3 ㉑ .			㉒ 円 銭 0

比準割合の計算

区分	1株(50円)当たりの年配当金額	1株(50円)当たりの年利益金額	1株(50円)当たりの純資産価額	1株(50円)当たりの比準価額
評価会社	⑩ 円 銭 0	㋓ 円	㋖ 円	※ ㉓×㉑×0.7
類似業種	B 円 銭 0	C 円	D 円	※ 中会社は0.6 小会社は0.5 とします。
要素別比準割合	⑩／B .	㋓／C .	㋖／D .	
比準割合	（⑩／B＋㋓／C＋㋖／D）／3 ㉑ .			㉓ 円 銭 0

1株当たりの比準価額	比準価額（㉒と㉓とのいずれか低い方）	円 0銭 × ④の金額／50円	㉔ 円

比準価額の修正

直前期末の翌日から課税時期までの間に配当金交付の効力が発生した場合	比準価額（㉔）　円 － 1株当たりの配当金額　円　銭		修正比準価額 ㉗ 円
直前期末の翌日から課税時期までの間に株式の割当て等の効力が発生した場合	比準価額（㉔）（㉗）があるときは㉗	割当株式1株当たりの払込金額	1株当たりの割当株式数　1株当たりの新株式数又は交付株式数	修正比準価額 ㉘ 円
	（　円＋　円　銭×	株）÷（1株＋	株）	

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

平成29年改正（類似業種比準価額）

1．類似業種の上場会社の株価

（改正前）

$$\boxed{A} \times \left(\frac{\frac{b}{B} + \frac{c}{C} \times 3 + \frac{d}{D}}{5} \right) \times \begin{pmatrix} \text{大会社}0.7 \\ \text{中会社}0.6 \\ \text{小会社}0.5 \end{pmatrix}$$

（b：配当、c：利益、d：簿価純資産）

A：類似業種の（上場）株価

b,c,d：評価会社の1株当たりの金額

B,C,D：上場企業の業種別の1株当たりの金額

課税時期における下記イ～ニの4つの株価のうち**最も低い**もの

イ　課税時期の属する月の類似業種株価

ロ　その前月の類似業種株価

ハ　その前々月の類似業種株価

ニ　前年の平均類似業種株価

＋α　選択肢追加

ホ　その前々年の平均類似業種株価

平成29年1月1日以後に相続、遺贈又は贈与により取得した財産に適用する。

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

平成29年改正（類似業種比準価額）

1．類似業種の上場会社の株価

（改正前）

$$\boxed{A} \times \left(\frac{\frac{b}{B} + \frac{c}{C} \times 3 + \frac{d}{D}}{5} \right) \times \begin{pmatrix} \text{大会社}0.7 \\ \text{中会社}0.6 \\ \text{小会社}0.5 \end{pmatrix}$$

（b：配当、c：利益、d：簿価純資産）

A：類似業種の（上場）株価

b,c,d：評価会社の1株当たりの金額

B,C,D：上場企業の業種別の1株当たりの金額

（影響）

株価はケース・バイ・ケースではありますが、株価引下げにつながると予想されます。
現行では、類似業種の上場株式の株価が直近１年以内に上昇しているような場合に、評価対象会社の株式が実態よりも高く評価されてしまうことが懸念されますが、追加選択肢を採用することにより、その影響を一定程度排除できるものと考えられます。

（対策）

これといった対策は特にないが、贈与を検討する場合には、5つの選択肢を毎月チェックしておくことが望ましい。

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

平成29年改正（類似業種比準価額）

2－1．配当金額、利益金額、及び簿価純資産価額の比重

（改正前）

$$A \times \left(\frac{\overset{\text{配当}}{\frac{b}{B}} + \overset{\text{利益}}{\frac{c}{C}} \times \overset{1}{\cancel{3}} + \overset{\text{簿価純資産}}{\frac{d}{D}}}{\cancel{5}\ 3} \right) \times \begin{pmatrix} \text{大会社}0.7 \\ \text{中会社}0.6 \\ \text{小会社}0.5 \end{pmatrix}$$

A：類似業種の（上場）株価

b,c,d：評価会社の1株当たりの金額

B,C,D：上場企業の業種別の1株当たりの金額

利益比準の割合を他の要素（配当･簿価純資産）と同様とし、
配当：利益：簿価純資産　＝　1　：　1　：　1　となった。
出資持分のある医療法人については、配当禁止のため、
利益：簿価純資産　＝　1　：　1　となった。

平成29年1月1日以後に相続、遺贈又は贈与により取得した財産に適用する。

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

平成29年改正（類似業種比準価額）

2－1．配当金額、利益金額、及び簿価純資産価額の比重

（改正前）

$$A \times \left(\frac{\frac{b}{B} + \frac{c}{C} \times \overset{1}{\cancel{3}} + \frac{d}{D}}{\underset{3}{\cancel{5}}} \right) \times \begin{pmatrix} \text{大会社}0.7 \\ \text{中会社}0.6 \\ \text{小会社}0.5 \end{pmatrix}$$

（配当：b/B、利益：c/C、簿価純資産：d/D）

A ：類似業種の（上場）株価

b,c,d：評価会社の1株当たりの金額

B,C,D：上場企業の業種別の1株当たりの金額

（影響）

大綱上は「相続税法の時価主義の下、実態を踏まえて」行われるものと説明しているが、実際上は「**意図的な多額の損失計上により評価額を低く抑えることを防止する**」狙いがあると考えられます。

成長・好業績企業：株価は引下げられる

所得金額の少ない企業：株価は高くなる

（対策）

何よりも業績アップ促進に繋がるアドバイスを！しかし、損金計上による類似業種株価引下げ効果が少なくなったため、対策を講じる場合には、どの程度の効果が生じるのかを綿密にシミュレーションする必要あり！

平成29年1月1日以後に相続、遺贈又は贈与により取得した財産に適用する。

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

平成29年改正（類似業種比準価額）

2－2．比準要素となる金額について、連結ベースへの変更

（改正前）

$$A \times \left(\frac{\frac{b}{\boxed{B}} + \frac{c}{\boxed{C}} \times 3 + \frac{d}{\boxed{D}}}{5} \right) \times \begin{pmatrix} \text{大会社}0.7 \\ \text{中会社}0.6 \\ \text{小会社}0.5 \end{pmatrix}$$

（b：配当、c：利益、d：簿価純資産）

A ：類似業種の（上場）株価

b,c,d：評価会社の1株当たりの金額

B,C,D：上場企業の業種別の1株当たりの金額

（影響）

B,C,Dにつき、連結ベースの方が大きくなることが予想されるため、結果として**分母が大きく**なることが予想されるため、**株価引下げ**となることが予想されます。

（対策）

特になし。

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

類似業種比準価額（4表）

☑ 2業種目以上ある場合、そのうちいずれかの業種目の割合が50%超であるか否か
→ 以下、単独業種目で50%以下を前提（評基通181-2)

1．評価会社の事業が一つの中分類の業種目中の2以上の類似する小分類の業種目に属し、それらの業種目別の割合の合計が50%を超える場合
→ その中分類の中にある類似する小分類の「その他の○○業」

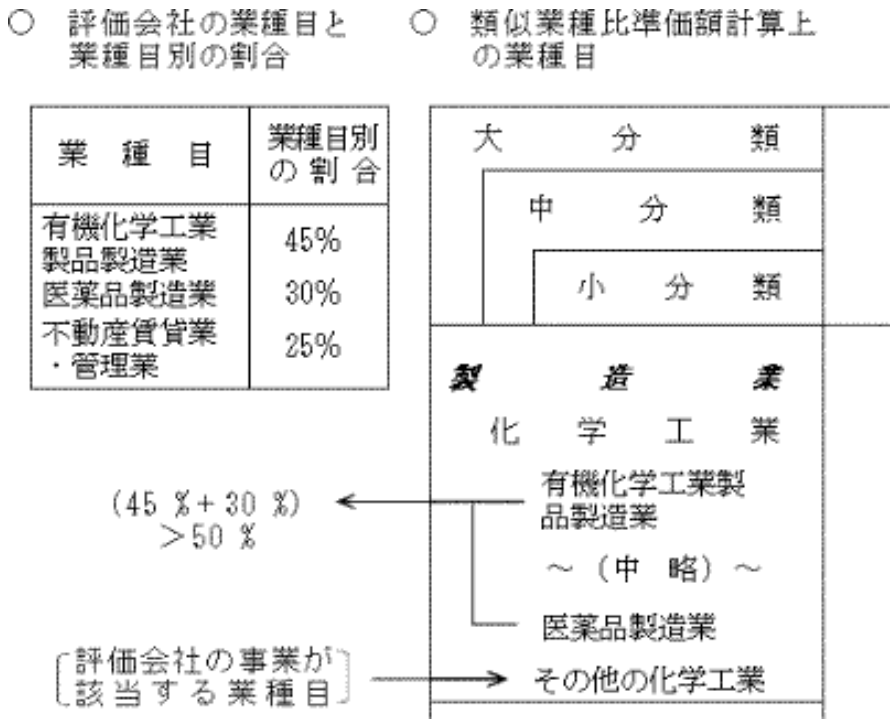

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

類似業種比準価額（4表）

☑ 2業種目以上ある場合、そのうちいずれかの業種目の割合が50%超であるか否か
→ 以下、単独業種目で50%以下を前提（評基通181-2)

２．評価会社の事業が一つの中分類の業種目中の2以上の類似しない小分類の業種目に属し、それらの業種目別の割合の合計が50%を超える場合（(1)に該当する場合を除く。）
→ その中分類の業種目

○ 評価会社の業種目と業種目別の割合

業　種　目	業種目別の割合
ソフトウェア業	45 %
情報処理・提供サービス業	35 %
娯楽業	20 %

○ 類似業種比準価額計算上の業種目

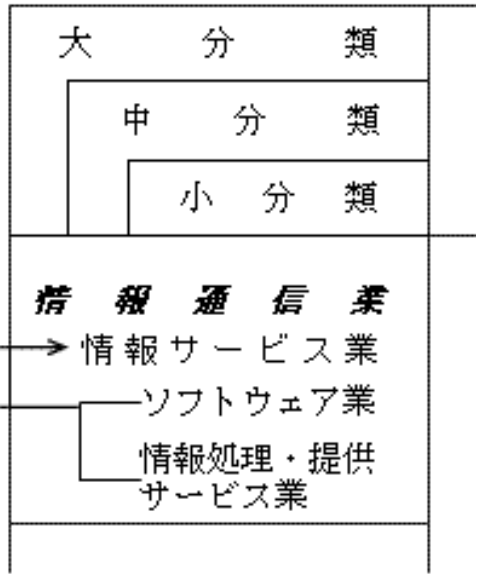

(45 %＋35 %)
＞50 %

〔評価会社の事業が該当する業種目〕

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

類似業種比準価額（4表）

☑ 2業種目以上ある場合、そのうちいずれかの業種目の割合が50%超であるか否か
→ 以下、単独業種目で50%以下を前提（評基通181-2)

3．評価会社の事業が一つの大分類の業種目中の2以上の類似する中分類の業種目に属し、それらの業種目別の割合の合計が50%を超える場合
→ その大分類の中にある類似する中分類の「その他の○○業」

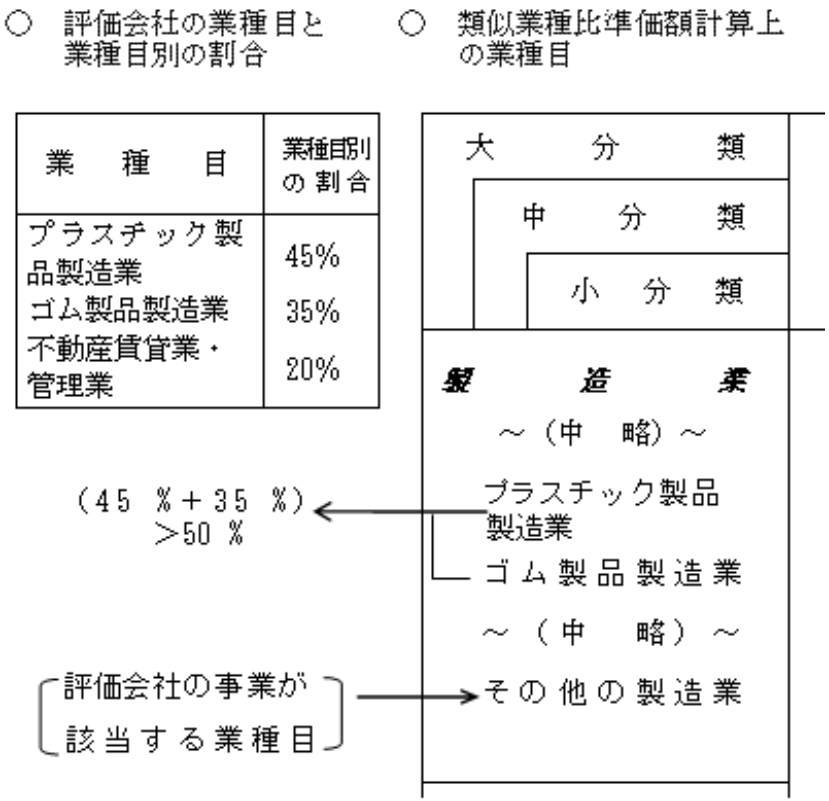

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

類似業種比準価額（4表）

☑ 2業種目以上ある場合、そのうちいずれかの業種目の割合が50%超であるか否か
→ 以下、単独業種目で50%以下を前提（評基通181-2)

４．評価会社の事業が一つの大分類の業種目中の2以上の類似しない中分類の業種目に属し、それらの業種目別の割合の合計が50%を超える場合（(3)に該当する場合を除く。）
→ その大分類の業種目

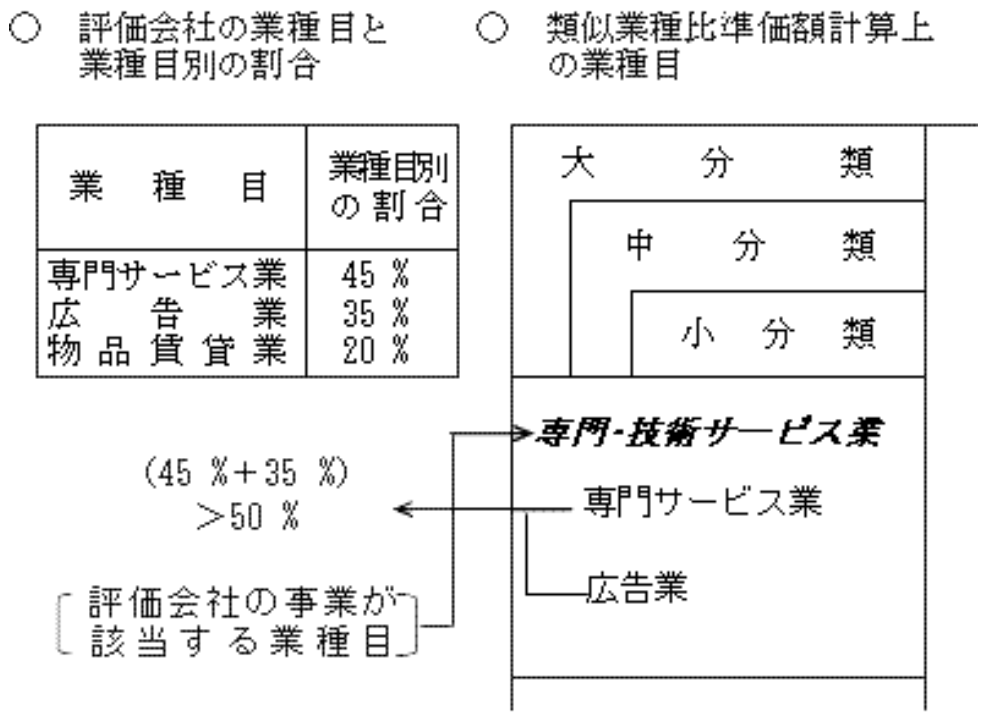

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

類似業種比準価額（4表）

１）類似業種株価(A)の判定
→ イ．課税時期の属する月の株価
ロ．課税時期の属する月の前月の株価
ハ．課税時期の属する月の前々月の株価
二．課税時期の前年平均株価
＋α 選択肢追加
ホ その前々年の平均類似業種株価
→ 上記のうち、最も**低い**もの

２）1株当たり配当金額(B)
①必ず2年平均であり、直前期末のみの配当金額ではない
②資本の払戻し部分は剰余金の配当金額から除く
③特別配当、記念配当は除く
→ 例）創立〇周年配当（概ね5年）、新工場落成配当　など
④自己株式を所有している場合
→ 発行済株式数は自己株式数控除後の株数（以下、利益金額(C)、純資産価額(D)も同じ）
⑤現物分配（原資：利益剰余金）のうち、毎期継続することが予想できないものは除く
⑥直前期が1年未満の場合、直前期末以前1年間に対応する期間に配当金交付の効力が発生した剰余金の配当金額の総額を記載（「直前々期」「直前々期の前期」も同様）
⑦表示単位未満（10銭未満）切捨て

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

類似業種比準価額（4表）

３）　1株当たり利益金額(C)
①課税所得金額：修正申告又は更正請求がないか注意

②1年未満の事業年度がある場合の修正

→　直前期：仮に5カ月であれば、直前々期の7か月分（直前々期、直前々期の前期も同様の調整）
③非経常的利益の明確な定義なし
→　評価会社の事業内容、利益の発生原因、発生原因たる行為の反復継続性又は臨時偶発性等を考慮し個別に判断
→　該当する代表例
a.固定資産売却益、b.保険差益、など
→　判断に迷う代表例
a.有価証券売却益、b.前期損益修正益、c.受贈益　など
→　固定資産譲渡が複数ある場合、個々の譲渡の損益を通算し、差引利益となれば除外
→　有価証券売却益は通常臨時利益となると思われる。ただし、数年間継続して売却益が計上されている場合には、該当しないと思われる。
→　種類の異なる非経常的な利益と損失の両方がある場合、益のみ除外するのではなく益と損を通算し、差引利益となればこれを除外（固定資産売却損⇔保険差益　など）
→　非経常的利益から非経常的損失を差引した額が負の数となる場合、マイナスとせず0（ゼロ）とする

④受取配当金の益金不算入額、これに対応する所得税額、損金算入した繰越欠損金等の控除額
→　法人税申告書別表（別表4、別表6(一)など）より移記する

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

類似業種比準価額（4表）

４）1株当たり純資産価額(D)
①資本金等、利益積立金額、純資産価額：マイナスの場合でもマイナス入力
→ 法人税申告書別表五（一）の整合性確認
→ 特に資本金等のマイナス（自己株式の取得・消却、合併等の組織再編成がある場合）に注意

５）計算にあたっての留意点
①課税時期が近い場合（例えば、3月末決算の評価会社で、課税時期が3月30日の場合）
→ 直後期末（翌日の3月31日）ではなく直前期末の比準3要素により判定する
→ 純資産価額方式の場合は直後期末も認められる場合がある（仮決算）が、
類似業種比準価額の場合は、直後期末は適用不可

②自己株式の取扱い
→ 会社法施行以前は、自己株式を所有していてもそれはないものとして計算していたが、
会社法施行後は自己株式は資本金等の額より控除し、発行株式数からも控除して計算する

③グループ法人税制の譲渡損益調整勘定が負債に計上されている場合
→ 1株当たりの純資産価額の計算では、決算書と申告書の数値をそのまま使う
→ 調整計算不要

④医療法人の業種目：その他の産業（113）

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

株価修正事項（再掲）

☑　直前期末以後における増減資がないか

課税時期の直前期末以後における増減資がある場合、参考事項欄にその旨を記載する

→　評価における影響項目②（類似業種比準価額の修正）
　4表の最下部で比準価額の修正
　＋α　直前期末の翌日から課税時期までの間に配当金交付の効力が発生した後に修正

計算	1株当たりの比準価額	比準価額（㉒と㉕とのいずれか低い方）　円　0銭　×　④の金額　円 / 50円		㉖　円
比準価額の修正	直前期末の翌日から課税時期までの間に配当金交付の効力が発生した場合	比準価額（㉖）　円　－　1株当たりの配当金額　円　銭		修正比準価額 ㉗　円
	直前期末の翌日から課税時期までの間に株式の割当て等の効力が発生した場合	比準価額（㉖）（㉗があるときは㉗）（　円＋　円　銭×　株）÷（1株＋　株） 割当株式1株当たりの払込金額 1株当たりの割当株式数 1株当たりの割当株式数又は交付株式数		修正比準価額 ㉘　円

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

株価修正事項（再掲）

計算	1株当たりの比準価額	比準価額（㉒と㉕とのいずれか低い方）　円　0銭　× ④の金額 円 / 50円		㉖　円
比準価額の修正	直前期末の翌日から課税時期までの間に配当金交付の効力が発生した場合	比準価額（㉖）　円 － 1株当たりの配当金額　円　銭		修正比準価額 ㉗　円
	直前期末の翌日から課税時期までの間に株式の割当て等の効力が発生した場合	比準価額（㉖）（㉗があるときは㉗）（　円＋ 割当株式1株当たりの払込金額　円　銭× 1株当たりの割当株式数　株）÷（1株＋ 1株当たりの割当株式数又は交付株式数　株）		修正比準価額 ㉘　円

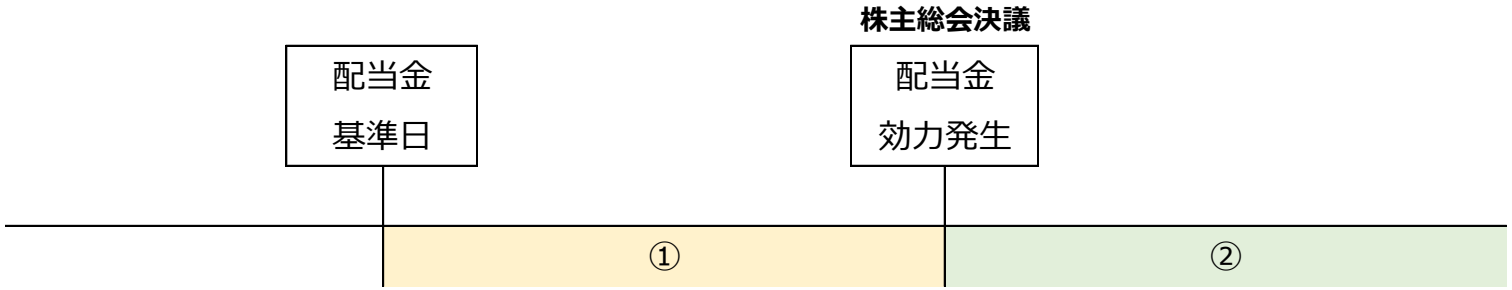

直前期末
（配当含み）

（配当落ち）

	課税時期①	課税時期②
類似業種比準価額の修正	修正必要	修正必要
純資産価額の修正	修正必要	修正不要（∵課税時期現在での計算）
修正箇所	第3表	第4表
関連する評基通	評基通187	評基通184

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

第5表

第5表　1株当たりの純資産価額（相続税評価額）の計算明細書　会社名

（取引相場のない株式（出資）の評価明細書）　（平成三十年一月一日以降用）

1. 資産及び負債の金額（課税時期現在）

資産の部 科目	相続税評価額	帳簿価額	備考	負債の部 科目	相続税評価額	帳簿価額	備考
	千円	千円			千円	千円	
合計	①	②		合計	③	④	
株式等の価額の合計額	㋑	㋺					
土地等の価額の合計額	㋺						
現物出資等受入れ資産の価額の合計額	㋩	㋥					

2. 評価差額に対する法人税額等相当額の計算			3. 1株当たりの純資産価額の計算		
相続税評価額による純資産価額（①－③）	⑤	千円	課税時期現在の純資産価額（相続税評価額）（⑤－⑧）	⑨	千円
帳簿価額による純資産価額（(②＋㋩－㋥)－④）、マイナスの場合は0）	⑥	千円	課税時期現在の発行済株式数（(第1表の1の①)－自己株式数）	⑩	株
評価差額に相当する金額（⑤－⑥、マイナスの場合は0）	⑦	千円	課税時期現在の1株当たりの純資産価額（相続税評価額）（⑨÷⑩）	⑪	円
評価差額に対する法人税額等相当額（⑦×37%）	⑧	千円	同族株主等の議決権割合（第1表の1の⑤の割合）が50％以下の場合（⑪×80%）	⑫	円

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

純資産価額方式（5表）

１）資産・負債に共通する留意点

①仮決算を組むか？

→ 実務上、仮決算を組むことは想定されず、直前期末の決算金額（直前期末基準）により評価（明細第5表2(4)参照）

→ ただし、原則は仮決算であるため、直前期末から課税時期までの間に資産及び負債に著増減があれば、後発事象としては反映させるべき

②直前期末基準を採用する場合

→ a.相続税評価額 － b.帳簿価額（法人税法）

→ a.相続税評価額
仮決算を行わない場合であっても、課税時期における相続税評価額とする（解約返戻金など）

→ b.帳簿価額（法人税法）
税法上の帳簿価額を採用

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

純資産価額方式（5表）

１）資産・負債に共通する留意点

③直前期末基準を採用する場合

→ a.相続税評価額、b.帳簿価額（法人税法）につき、帳簿に記載がない場合でも以下は負債計上

イ．未納公租公課、未払利息等の金額

ロ．直前期末日以前に賦課期日のあった固定資産税及び都市計画税の税額のうち、未払いとなっている金額

ハ．直前期末日後から課税時期までに確定した剰余金の配当等の金額

ニ．被相続人の死亡により、相続人その他の者に支給することが確定した退職手当金、功労金その他これらに準ずる給与の金額

→ a.相続税評価額、b.帳簿価額（法人税法）につき、帳簿に記載がない場合でも以下は資産計上

ホ．被相続人の死亡により評価会社が生命保険金を取得する場合のその生命保険金請求権（未収保険金）

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

純資産価額方式（5表）

２）直前期末基準の資産の部の留意点

①直前期末基準を採用する場合

→ 相基通11の2の1により、「金銭に見積もることができる経済的価値のあるすべてのもの」が対象財産と定められているため、非合法により取得したもの・簿外の是非を問わずに計上する

②帳簿価額の意義

→ 相続税評価額の計算の基礎となった各資産の税務計算上の帳簿価額（負債も同様）

→ 直前期末の決算書の金額と同じではない

→ 相続税評価額の計算の基礎にならないもの（繰延資産、前払費用など）は帳簿価額に記載しない
つまり、相続税評価額・帳簿価額ともに計上しない

→ 相続税評価額の計算の基礎となるもの（借地権、営業権など）は**無償取得の場合には相続税評価額には評価金額を、帳簿価額はゼロとする。ただし、営業権の場合、特許権・漁業権等の帳簿価額があれば、それは記載する。**

③受取手形・売掛金の記載

→ 相続税評価額は回収不能額を控除して記載、帳簿価額は決算書金額をそのまま記載

④売掛金、貸付金債権等の相続税評価額

→ 回収不能額（手形交換所取引停止等処分など）は、元本価額に算入しない

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

純資産価額方式（5表）

２）直前期末基準の資産の部の留意点

⑤前払費用の資産性判定には十分留意する必要あり（長期前払費用など）

→　資産対価性のあるものは財産として計上するが、戻入がないものは計上しない

⑥営業権の取扱い

→　有償取得、無償取得（自己創設）を問わず収益還元法による評価対象資産であるため、
　　資産計上が必要（ただし、平成20年1月1日以降は営業権は生じにくくなった）

→　有償取得の場合における帳簿価額は？（後述）

⑦3年以内取得の土地等、建物等の評価方法

→　課税時期における「通常の取引価額」により評価する

→　「3年以内」の判定は、直前期末基準の場合でも「課税時期」から記載する（≠直前期末日）
　　例えば、直前期末（H30.3.31）土地取得（H27.12.25）、課税時期（H31.1.15）の場合
　　・課税時期より3年以内：H28.1.15以前に取得ならOK　○
　　・直前期末より3年以内：H27.3.31以前に取得ならOK　×

→　「通常の取引価額」＝時価　であるが、帳簿価額＝時価であれば、帳簿価額の採用OK（建物）

→　3年以内取得建物等：減価償却費控除後の帳簿価額＝時価　でOK

→　3年以内取得土地等：何をもって「時価」とするか（不動産鑑定評価、直近の近隣売買相場など）

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

＋α　課税時期前3年以内取得

Q1.　そもそも「取得」とは売買以外にも適用か否か？
A1.　評価会社による土地等、家屋等の
　・**売買**による取得
　・**交換、買換え、現物出資、合併等**による取得

Q2.　旧建物に課税時期前3年以内の増築した時の建物全体の評価は？
A2.　旧建物部分：固定資産税評価額
　　増築部分　：通常の取引価額　－　減価償却費相当額

Q3.　3年以内取得かどうかの判定は、いつ時点を基準とすればよいか？
A3.　直前期末現在の資産及び負債に基づいて、評価会社の純資産価額を計算している場合であっても、課税時期（相続等）を基準として判定

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

純資産価額方式（5表）

２）直前期末基準の資産の部の留意点

⑧借地権評価の取扱い

→ 社長に相当の地代を支払っている場合、借地権20%を資産計上する必要あり

→ 社長に相当の地代に満たない地代を支払っている場合、修正した借地権を資産計上する場合あり

→ 「土地の無償返還に関する届出書」が提出されている場合、

・個人（貸主）側で貸宅地：80%

・法人（借主）側で借地権：20%　（∵借地借家法の制約があるため）

→ ただし、使用貸借（地代として、土地の固定資産税等と同額支払程度）の場合
使用貸借通達が発動され、個人側：自用地、法人側：借地権ゼロ　となる。
最低でも、土地の固定資産税等の2～5倍程度は支払う

⑨被相続人死亡により受取ることとなった死亡保険金の扱い

→ 未収保険金として資産計上（帳簿価額も同額）

⑩会社（甲社）が取引相場のない会社（乙社）の株式を所有している場合の取扱い

→ 他の会社（乙社）の株式評価は、個人所有として同様、原則的評価、特例的評価であるが、
純資産価額方式での評価過程において、評価差額に対する法人税等相当分
（平成28年4月1日以後相続等については、37%）の控除不可

→ **つまり、個人が直接出資している場合は控除可、法人からの間接出資している場合は控除不可**

＋α　建物付属設備　：　家屋の固定資産税評価額に含まれている場合には
相続税評価0（ゼロ）、帳簿価額計上

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

＋α　無償返還と定期借地権での株価にオンされる借地権

Q.　建物を法人化（仮に株式会社とします）し、土地は個人所有のままとします。
①法人・個人間で土地賃貸借契約を成立させ、連名による無償返還届出を提出した場合

②法人・個の間で一般定期借地契約（保証金等なし）を成立した場合

①②の場合で、法人の株価計算上、法人に帰属する借地権はどのように扱われるか？

A.　個人側は20%評価減（評基通25）
法人側は
①：法人株価に20%オン
②：法人株価に20%オンしなくてもよい（評基通27-2、27-3）

しかしながら、
当局の見解として「国税速報H6.3.17」において
「②の場合、株価にオンすること」という記載あり。

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

純資産価額方式（5表）

２）直前期末基準の資産の部の留意点
＋α　生命保険契約に関する権利
→　契約者＆保険料負担者：評価会社、被保険者：被相続人以外
→　課税時期における解約返戻金相当額を計上

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

純資産価額方式（5表）

３）直前期末基準の負債の部の留意点

①直前期末基準を採用する場合

→　相法14条により、「債務控除の対象となる債務は確実と認められるものに限定」
　　通常は、帳簿価額と相続税評価額は同額計上となる

②未払税金のうち、法人税・住民税・事業税・消費税の取扱い

→　直前期末時点で未納のものであるため、必ずしも決算書と一致しない

③税務調査等により相続税の課税時期後に納付することとなった税金の取扱い

→　課税時期よりも前の事業年度の法人税・加算税等についても控除すべき負債となる

④未払税金のうち固定資産税の取扱い

→　直前期末以前に賦課期日のあった税額のうち未払となっている金額

⑤死亡よる未払退職金の取扱い

→　負債計上するが、死亡保険金の未収計上、保険差益に対する未払法人税等の計上も必要

⑥種類株式を所有している場合

→　純資産価額の計上は考慮しない

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

営業権評価は必要か？

①営業権
＝ 超過利益金額×営業権の持続年数に応ずる基準年利率による複利年金現価率（原則10年）

②超過利益金額
＝ 平均利益金額×0.5－標準企業者報酬額－総資産価額 × 0.05（→支払利息と考える）

③平均利益金額　（→ 相続税の世界では評価の安全性の観点から２分の１とされる）
平均利益金額＝課税時期の属する年の前年以前3年間（法人は直前期末以前3年間）×1/3

※１平均利益金額は、課税時期の属する年の前年の所得の金額を限度
※２所得の金額は、所得税法第27条第2項に規定する事業所得の金額
（法人にあっては、法人税法第22条第1項に規定する所得（繰越欠損金の控除前）
※３以下の項目は所得の計算（※２）より除外する
非経常的な損益の額
借入金等に対する支払利子の額及び社債発行差金の償却費の額
青色事業専従者給与額又は事業専従者控除額（法人は、損金算入した役員給与の額）

④標準企業者報酬額　（→ 標準的な役員報酬）

平均利益金額の区分	**標準企業者報酬額**
1億円以下	平均利益金額×0.3＋1,000万円
1億円超～3億円以下	平均利益金額×0.2＋2,000万円
3億円超～5億円以下	平均利益金額×0.1＋5,000万円
5億円超	平均利益金額×0.05＋7,500万円

⇒ **平均利益金額が5,000万円以下の場合には、営業権評価ゼロ**

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

＋α　有償取得の営業権の取扱い

Q. 合併により有償取得した営業権（のれん）が帳簿上資産計上されているが、この場合の営業権はどのように評価すればよいか？

A. 相続税評価額は、帳簿上の価額があるとないにかかわらず、評基通165に従い計算した営業権の価額となると考える。

また、その場合、仮に営業権の相続税評価額がゼロだとしても、有償取得し帳簿上計上されている営業権の価額は、帳簿上の金額として記載する。

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

税理士法人レディング　代表社員　木下勇人

愛知県津島市出身。監査法人トーマツ・税理士法人トーマツにて事業承継対策専門部署にて従事。2009年、名古屋で相続専門税理士法人を設立し、富裕層に対する不動産・財産コンサルティング、オーナー社長への事業承継コンサルティングを中心に業務を展開。2017年9月に東京事務所開設。現在、東京税理士会京橋支部所属。
主な著書に、「税理士が身につけるべきコーディネート力（清文社）」「相続・事業承継に役立つ生命保険活用術（清文社）」「ホントは怖い相続の話（ぱる出版）」がある。

代表社員：木下 勇人

税理士
公認会計士
不動産鑑定士 第2次試験合格
宅地建物取引士
ファイナンシャル・プランナー

■　税理士法人レディング　基本データ

〒102-0085　東京都千代田区六番町13-1　ハイツ六番町501
TEL : 03-6265-4903　　FAX :　03-6265-4904
URL : https://www.leding.or.jp　Email : info@leding.or.jp

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

税理士法人レディング　概要

2009年、名古屋で相続専門税理士法人を設立し、富裕層に対する不動産・財産コンサルティング、オーナー社長への事業承継コンサルティングを中心に業務を展開。2017年9月に東京事務所開設。現在、東京税理士会京橋支部所属（麹町支部へ転籍予定）。代表社員木下勇人の主な著書に、「税理士が身につけるべきコーディネート力（清文社）」「相続・事業承継に役立つ生命保険活用術（清文社）」「ホントは怖い相続の話（ぱる出版）」がある。2021年6月東京事務所を四ツ谷（麹町支部へ転籍）へ移転し、同日に木村英幸税理士を代表社員として迎え入れ、つくば支店を開設。相続・事業承継・M&Aに対応する事務所となるべく、全国の税理士先生との連携を進めてまいります。

代表社員：木下 勇人

税理士
公認会計士
不動産鑑定士 第2次試験合格
宅地建物取引士
ファイナンシャル・プランナー

代表社員：木村　英幸

税理士
行政書士

■　税理士法人レディング　基本データ

■東京事務所（他に名古屋事務所、つくば事務所あり）
〒102-0085　東京都千代田区六番町1-13-1　ハイツ六番町501
TEL：03-6265-4903　　FAX：03-6265-4904
URL：https://www.leding.or.jp　Email：info@leding.or.jp

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる